

大綱 4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿
	・誰もがライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組んでいます ・高齢者、障害者をはじめ誰もが地域で支えあいながら、生きがいを持って社会に参加しています
	施策の大綱 全国的な少子高齢化の中、江東区においても高齢化率の上昇、単身高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる保健・医療・福祉施策の充実が求められています。 区民が、ライフステージやライフスタイルに応じて適切な医療を受けることができ、健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図ります。 また、保健・医療・福祉のネットワークのもとで、地域で支え助け合う心を育み、地域参加のしぐみを充実することにより、誰もが自立できる環境を整え、安心して暮らせる福祉施策を推進します。

基本施策 9				健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	
施策 2 2		健康づくりの推進		主管	健康部
目指す姿	区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。				
《これまでの取り組みと評価》					
・「健康増進計画」「がん対策推進計画」及び「食育推進計画」に基づく施策を積極的に展開してきた。 ・区民の自発的な健康づくりのため、運動習慣促進などの取組を継続する必要がある。 ・歯と口の健康週間事業や8020表彰等に取り組む、8020を目指す区民や達成者が増加している。 ・健康診断未受診者に対する個別勧奨により受診率の向上につながった。 ・食と健康づくり事業などの実施により、バランスの良い食生活を実践する区民の増加につながった。					
《今後の課題、展望》					
・がん対策推進計画・食育推進計画を内包した新たな健康増進計画を策定し、より積極的に施策を展開する。 ・健康に対する関心は、高まる一方、意識と行動の乖離があることから、効果的に情報発信していく。 ・受動喫煙による健康被害への関心が高いなか、国や東京都の動向を注視し、的確に対応していく。 ・加工食品の栄養成分表示の義務化(32年)に伴い、健康食品等の選択に関わる消費者教育や啓発に努める。 ・自殺率の更なる低下のため、総合的な対策の一層の充実に努める。					
施策 2 3		感染症対策と生活環境衛生の確保		主管	健康部
目指す姿	区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。				
《これまでの取り組みと評価》					
・未知の感染症発生時の対応に向けて、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき関係機関との調整を図り、緊急時における体制の強化が進められた。 ・デング熱・ジカ熱など海外からのなじみの薄い感染症の発生に際し、区民への的確な情報提供が行えている。 ・保育・高齢者施設等での感染症や食中毒の集団発生に対し、予防策や発生時の対応が周知徹底されている。 ・「食の安全・安心」への関心が高まり、増加した食に関する相談へ適切な対応を行っている。					
《今後の課題、展望》					
・未知の感染症の発生が危惧される中、手洗い等の励行が有効な予防行為であることを効果的に周知する。 ・「予防接種ナビ」の活用や個別にはがきを送付するなど接種勧奨に努め、更なる接種率の向上を図る。 ・結核の罹患率は依然高水準であり、有症状受診の徹底や医療機関での確実な診断につなげる。 ・臨海部では、環境衛生・食品関連施設の増加が見込まれ、より一層の監視指導が急務となる。 ・外国人観光客の増加に伴い利用する宿泊施設等の申請・相談が増える見込みであり、的確な対応が必要。					

施策 2 4		保健・医療施策の充実	主管	健康部
目指す姿	安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。			
《これまでの取り組みと評価》 ・保健相談所専門職による妊婦面接・医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援充実を図った。 ・新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつや児童虐待などの早期発見につながっている。 ・1歳6ヶ月健診の受診票を大幅に改定し、発達障害の支援を早期に開始できるようになった。 ・在宅医療のニーズに対応するべき手引書の作成やシンポジウムを開催し、区民の理解を促進した。 ・昭和大学江東豊洲病院の開設により、災害、救急及び周産期の対応や地域の診療所等と連携が図られた。				
《今後の課題、展望》 ・三師会等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策展開を図る。 ・妊婦面接から乳幼児健診などの結果を活用し、産後うつなどのリスク要因の把握・軽減・支援につなげる。 ・医療安全講習会等により、患者と医療機関の信頼関係の構築を継続支援する。 ・発達障害の早期発見、適切な支援のため、研修等の対象を保護者等に拡大し、理解を深める。 ・昭和大学江東豊洲病院に対し、地域医療拠点病院として、より一層、区民の安全安心の確保を求める。				
基本施策 1 0		誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進		
施策 2 5		総合的な福祉の推進	主管	福祉部
目指す姿	総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。			
《これまでの取り組みと評価》 ・平成28年度区内15箇所目の特別養護老人ホームを整備し、定員数の増加が図られた。 ・新たな生活支援サービスに取組むほか、既存事業の拡充など、障害者が地域で生活するための支援を充実することで、利用者に寄り添った施策を展開してきた。 ・相談環境整備の取組みとして、障害者支援課の窓口以案内係や手話通訳を配置し利便性向上を図っている。 ・福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきた。				
《今後の課題、展望》 ・平成30年3月末現在、特別養護老人ホームの待機者は1,179名となっている。引き続き特別養護老人ホーム等の介護施設の整備をしていく必要がある。 ・介護施設の整備については、建築費用の上昇、用地の確保等の課題があるため、公有地の活用などにより整備・定員数の増加を図っていく。認知症高齢者グループホームについても、計画に基づき引き続き整備していく。 ・介護者、当事者の高齢化等を見据え、多機能型入所施設のほか、不足している臨海部の障害者施設の整備を推進する必要がある。 ・東京2020パラリンピックの開催を恰好の機会と捉え、地域共生社会に向けた取組みの充実を図る必要がある。 ・福祉サービス第三者評価については、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を勧奨し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。				
施策 2 6		地域で支える福祉の充実	主管	福祉部
目指す姿	地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。			
《これまでの取り組みと評価》 ・福祉会館等の施設運営、地域の老人クラブ支援を通じ、生きがいや交流の場の多様化を図った。 ・高齢者の見守りに関する協定や高齢者見守り協力事業者登録制度を開始し、民間活力による新たな見守りネットワークが増加した。 ・緊急通報システムや声かけ訪問等の事業を実施し、ひとり暮らし高齢者等への見守り体制が充実した。 ・福祉の仕事相談・面接会等を主催し、区内介護事業所への就労を斡旋し、採用の成果が出ている。				
《今後の課題、展望》 ・高齢者人口の増加とともに、団塊の世代の高齢化により、活動の担い手が減り、要介護者の量的拡大が想定される。 ・依然、人材不足が続く福祉・介護業界において、区内事業者には就労先として魅力を増す努力が求められる。 ・対象者の個人情報に配慮しつつ、地域での見守り支援活動を推進する必要がある。 ・老人クラブなど、高齢者が生きがいを持って生活できる拠点づくりに対しては、継続した支援が必要である。 ・地域住民や民間企業、関係機関などが連携した見守りネットワークの構築は、今後も推進・拡充していく。				

施策 2 7		自立と社会参加の促進	主管	福祉部
目指す姿	高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。			
《これまでの取り組みと評価》				
・権利擁護センターにおける、福祉サービス全般の総合相談や成年後見制度の相談・支援により、認知症高齢者等が安心して生活できる支援体制の整備が図られた。 ・権利擁護センターでの成年後見制度講習会の実施や、各地域・団体に対する事業説明会の開催により、一定の制度周知が図られた。 ・就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや特別支援学校等との連携により、企業の障害者雇用の開拓や、障害者の就労定着への支援を行い、一定の成果が出ている。				
《今後の課題、展望》				
・引き続き権利擁護センターにおいて、成年後見制度の相談支援を含む福祉サービス総合相談、日常生活自立支援事業等により、利用者が安心して自立した生活が送れるよう総合的な援助体制のさらなる充実を図る。 ・成年後見制度の利用促進に関しては、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度周知、相談体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む必要がある。 ・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図るとともに、就労定着支援についても、より一層積極的に推進していく必要がある。				

施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧

※現状値は、長期計画（後期）策定時（平成27年3月）に判明していた数値
※長計初年度の値が“—”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

	長期計画（後期）における 「施策実現に関する指標」	長計初年度 （22年度）	現状値 （28年度）	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 （31年度）	指標担当課	目標値の設定根拠・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】要因と今後の取り組み
施策 22	84 自分は健康だと思ふ区民の割合	67.0%	69.4%	71.1%	73.0%	72.0%		75%	保健予防課	現状値は、前期当初より2.7ポイント上昇しているが、目標値を達成することができなかった。後期は、26厚労白書の同様項目調査において73.7%の数値が発表されていることもあり、目標値を75%とした。	未達成となる見込み	健診や講演会等を通じ、健康の維持増進の普及・啓発に努めているが、後期計画に入り、横ばい傾向であるため、目標達成は困難であると考える。引き続き啓発等に努める。
	85 運動習慣のある区民の割合	—	49.1%	48.9%	52.0%	51.1%		55%	健康推進課	現状値（26年度）が前年より下回っているが、区民アンケートの設問内容を変更したことによるものである。また、目標値（31年度）は、前期長計における目標値（10年後）が10%の半分5%増の設定だったので、後期も踏襲し現状値の5%UPとする。	未達成となる見込み	後期計画に入り、若干割合が増加したものの概ね横ばいで推移しているためこのままでは達成は見込めない。しかしながら目標値までの数値はわずかなため、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の運動に対する意識の向上が期待される。
	86 ストレス解消法を持たない区民の割合	22.3%	20.8%	22.8%	23.7%	22.6%		15%	保健予防課	前期は22～23%台が続いていたが、26年度は20%台と目標に近づいてきたところで、後期も前期目標値を継続し、15%とする。	未達成となる見込み	うつ等の精神疾患が増加傾向にあるため、目標達成は困難であると考えるが、母子保健施策の中でも妊産婦のストレス・不安の軽減のための事業を展開するなど、今後もうつ予防、こころの健康の普及・啓発に努める。
	87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	81.7%	80.5%	81.0%	83.2%	85.5%		85%	健康推進課	今後も受診率向上のための施策を実施し、引き続き高い割合を維持していく。	平成29年度で目標値を達成したが、引き続き受診率向上に努める。	—
	88 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	—	45.3% （25年度）	62.7%	78.1%	80.8%		80%	健康推進課	乳幼児期から高齢期までライフステージごとのきめ細かい「8020運動」の普及啓発による成果として予想される数値（健康増進計画策定協議会承認）	平成29年度で目標値を達成したが、更なる向上に努める。	—
	89 バランスの良い食生活を実践している区民の割合	73.4%	62.0%	61.4%	60.2%	64.5%		78%	健康推進課	26年3月に新しく3計画が策定され、数値目標ではなく、方向性を示す。ということで、計画策定協議会で了承されており、現在の食育推進計画では数値目標を設定していない。そのため、数値目標としては前期の数値目標を引き継ぐ。	未達成となる見込み	バランスの良い食生活を意識している方の割合は高いものの、実践につながっていない。単身や共働き世帯の増加から手軽で安価にバランスの良い食生活が送れるようなPRを検討する。
施策 23	90 手洗いうがい、咳エチケットを励行している区民の割合	69.4%	64.9%	63.7%	60.7%	68.7%		80%	保健予防課	前期は目標値前後の数値で推移してきた。施策実現のためには、8割の区民には行ってもらいたい行為であり、後期目標値を80%とした。	未達成となる見込み	手洗いうがい、咳エチケット、それぞれを実施している割合は高いが、全てを実施するまでには至っていない。自ら行う感染予防に関する知識の普及・啓発を継続して行っていく。
	91 予防接種率（麻しん・風しん1期）	96.8%	95.8% （25年度）	96.7%	97.8%			98%	保健予防課	前期は、22年度以降目標値を超えている。また、国は特定感染症予防指針で95%の達成・維持を掲げ、95%以上を目標としている。既に前期目標値も超えていることから、後期目標値は98%とした。	予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないが、平成28年度以降、国内での麻しん発生が報道されると、多くの問い合わせがあるなど、区民も危機感を持っているため、目標達成が見込まれる。	—
	92 結核罹患率（人口10万人当たり）	24.3人 （21年）	20.5人 （24年）	18.2人 （27年）	17.3人 （28年）			15人	保健予防課	着実に数値が下がり、前期目標値には近づいてきている。しかしながら、国が27年度目標15人以下を掲げていることもあり、厳しい目標となるが、後期は目標値15人とした。	未達成となる見込み	外国人や高齢者の結核発生が増加している。日本語学校の学生や高齢者施設職員への啓発に取り組む。
	93 環境衛生営業施設への理化学検査の不適率	4.1%	4.4% （25年度）	2.3%	2.6%	3.2%		4%	生活衛生課	検査時の現場の状況が一定ではない環境での衛生基準適合率95%を目標としているが、一層の向上を目指して4%とする。	不適率は目標値以下である。しかしながら、検査の時期等により変化することがあることから、引き続き、指導の徹底を図り、目標値以下を維持したい。	—
	94 食品検査における指導基準等不適率	5.2%	3.5% （25年度）	2.8%	2.4%	3.0%		3.5%	生活衛生課	前期計画の目標値4%を24年度25年度と達成しているため、後期計画は25年度の現状値3.5%を目標とする。	不適率は目標値以下である。しかしながら、検査件数により変化することがあることから、引き続き、指導の徹底を図り、目標値以下を維持したい。	—
施策 24	95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思ふ区民の割合	68.1%	70.2%	69.6%	72.8%	76.1%		75%	健康推進課	高まる在宅医療のニーズに対応するため、在宅医療連携会議を立ち上げ、在宅療養の支援体制づくりに取り組み、高い割合を維持していく。	在宅医療の支援体制づくりの進行や、区内病院の増加等により既に目標値に達しており、今後も増加が見込まれる。	—
	96 乳児（4か月児）健診受診率	92.9%	94.2% （25年度）	94.9%	95.4%	96.4%		98%	保健予防課	前期は96.7%から始まり、92～93%台が続き、94%台となったが、目標値に到達することができなかった。もちろん対象者全員の受診が望ましいところであるが、後期も前期目標値を継続し、98%とする。	未達成となる見込み。	医療機関での個別受診や外国籍・転入者の影響により、期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対して個別受診勧奨を更に積極的に行うとともに健康状態の把握に努めていく。

※長計初年度の値が“―”となっている指標は、原則後期より新たに設定・変更した指標

		長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	長計初年度 (22年度)	現状値 (28年度)	27年度	28年度	29年度	30年度	目標値 (31年度)	指標担当課	目標値の設定根拠・考え方	目標値達成の見込み	【未達の場合】要因と今後の取り組み
施策 25	97	保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	—	46.0%	46.1%	46.6%	44.7%		60%	地域ケア推進課	「窓口が身近にある」区民は26年度アンケートで30.1%(目標値40%)と低迷しているが、家の近所に窓口がないなどの地理的な要因も考えられる。長寿サポートセンター(地域包括支援センター)・保健所・民生委員等の存在は、今後の周知で認知度を上げることが可能なため、60%を目標値とした。	平成30年度に、所在地が分かりにくい長寿サポートセンター(地域包括支援センター)の看板等表示物を整備し、地域住民に対する積極的なアピールを行う。さらに、区内主要駅にポスターを掲出し、新たな周知向上の取組みを行うことで、目標値の達成を目指す。	—
	98	要支援・要介護状態でない高齢者の割合	85.6%	84.4%(25年度)	83.9%	83.5%	82.9%		—	介護保険課	指標の数値は状況を示すものであり、その推移を見ていくものであるため目標値は設定しない。	—	—
	99	要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	—	65.5%(25年度)	68.1%	68.0%	67.8%		—	介護保険課	地域包括ケアシステムの理念や介護施設の整備状況等を踏まえ、可能な限り在宅で生活できる高齢者の割合を維持する考えであるが、指標98が認定者の状況設定をしないことと同様、本指標も推移を見ていくためのものとし、31年度目標値は設定しない。	—	—
	100	入所・居住型の介護施設の定員数	—	2,575人(25年度)	2,588	2,716	2,716		2,811人	長寿応援課	特養(H28竣工故郷の家)98床＋老健(現状計画なし)0床＋GH(H26～H31各年度18床)108床＋介護専用型ケアハウス(H28竣工故郷の家)30床の合計	未達成となる見込み	グループホーム6施設108床の整備を見込んでいたが、実績が2施設36床にとどまることに加え、区外特養において、移転改築にあたり江東区枠が5床減ったことによる。今後とも、公有地の活用などの方策も含め、整備を推進することにより定員数の増加を図っていく。
	101	福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	—	95.8%(25年度)	85.3%	74.0%	79.6%		100%	福祉課	新規に対象となった施設については積極的な受審を、未受審が続いている施設へは引き続き受審勧奨を行い、補助対象となっている全施設の受審を目指す。	法的義務のない事業者を対象としたことにより、26年度と比較すると受審施設数の割合は減少傾向にある。	法的義務のない事業者の受審割合が低い傾向にあることから、引き続き受審を勧奨し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。
施策 26	102	生きがいを感じている高齢者の割合	67.3%	69.5%	68.2%	69.4%	65.6%		75%	長寿応援課	生きがいを感じている高齢者が4人のうち3人となる割合を目標とする。	未達成となる見込み。	高齢人口の実数増とともに、高齢人口のピークが70歳台に突入し、加齢による要介護認定も増加している。また、高齢者層の年齢構成の変化も影響している。今後は、自立した元気な高齢者の支援、介護予防と健康増進、見守り支援のバランスを取りつつ、比率の増を目指す。
	103	福祉ボランティアの登録者数	6,406	6,877人(25年度)	6,873	6,259	6,133		8,134人	長寿応援課	年度ごとの平均増加数から算出(社協の計画の指標と同一)	未達成となる見込み。	介護保険制度の改正等、福祉を取り巻く環境の変化や、個人行動の多様化が大きく影響している。今後は、ボランティア活動のさらなる推進や、地域が主体となったボランティア活性化への動きに対して、区として積極的に支援し目標達成を目指す。
	104	地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	29.0%	29.8%	27.8%	27.4%	27.8%		40%	長寿応援課	22年度から26年度まで、29.0～30.3%で横ばいとなっている。アンケート設問が「助け合える人が近所に住んでいる」となっているので、自宅の2～3軒隣などごく狭い範囲をイメージして回答する区民が多いと思われる。今後も大幅な伸びは期待できない。しかし、介護保険制度改正においては地域での支え合いが強く求められており、目標値を前期より下すににくいので引き続き40%とした。	未達成となる見込み。	高齢人口の増加と高齢化により、高齢世帯の単身化が進み、個人努力による支え合いが徐々に難しくなる傾向がある。今後は、地域での相互見守りを支援するとともに、公的な相談機関との連携を強化し目標達成を目指す。
施策 27	105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	23.1%	28.1%	28.8%	30.7%	29.7%		35%	地域ケア推進課	前期は平成25年の公職選挙法改正による成年被後見人の選挙権回復報道もあり、9.6%の上昇となったが、人口の約3割である目標値とまだ乖離があり、前期目標値を継続する。(→超高齢社会の到来を見据え、権利擁護を広く区民及び関係者に趣旨の啓発を図る。ほぼ倍増となる35%を目標とする。)	未達成となる見込み	成年後見制度の相談や申立て支援件数は増加しているものの、全体的にみれば金銭管理等社会生活上の大きな支障が生じない限りその必要性を身近に感じられないことがうかがえる。成年後見制度の利用促進に関しては、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度周知の充実に取り組む。
	106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数(累計)	169	304人(25年度)	390	470	551		460人	障害者支援課	21年度から23年度まで(24、25年度は雇用率引き上げに伴う需要増があったため、平均の積算からは除く)の平均就職者数26人が、26年度から31年度まで続く想定し、460人を目標値とする。	目標値を既に達成済みである。	—
	107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	—	58%(25年度)	55%	61%	60%		60%	障害者支援課	定着率を算定する就職者数が毎年30人から40人と少なく、離職者1名の率が高いため現状値58%を基準とし、毎年60%以上の定着率を維持することを目標とする。	目標値を既に達成済みである。	—
	108	生活保護受給者等の就職決定率	—	36.1%(25年度)	52.3%	40.8%	37.2%		38%	保護第一課	すでに一定の水準は達成しており、今後は大幅な上昇は見込めないが、困難ケースに対するノウハウ・経験の蓄積による微増を見込んでいる。	平成31年度に就労率を38%にする目標達成は困難な状況となっている。 平成26年1月の就職サポートコーナーの開設により、就労阻害要因の少ない支援対象者は就職に直結し、平成27年度の就労率は急上昇した。 支援対象者数は年々増加しているが、病気、障害等の就労阻害要因の少ない者は減少し、一人一人に応じた支援を行うため、支援期間が長期化している。	就労可能な対象者も減少し、就労可能とされる者の中にも傷病、障害等の就労阻害要因を含む者が増加したことから、就労率の減少に影響を及ぼしたと考えられる。 生活保護受給者に対する今後の取組みについては、支援対象者を受け入れる際、対象者の状況に応じたクラス分けを行い、その段階に応じた支援を実施するよう支援方法を改める。 また、就労意欲やスキルの習得に課題のある対象者には、意欲喚起や生活改善の個別セミナーを実施し、支援対象者のスキルアップを行う。 ハローワークの求人では対応できない者に対しては、委託業者が独自の求人開拓を行い、オーダーメイドの求人情報の提供を行うことにより早期の就職に結びつける。

施策 22 健康づくりの推進	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康教育、健康相談等の充実	健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検（健）診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検（健）診データを活用し、効果的な検（健）診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画（第二次）に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・国は24年7月に健康日本21（第2次）を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21（第2次）を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区民健康意識調査(29年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は84%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は94%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・28年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体へがん教育の推進を新たに求めること等が追加された。 ・29年10月に第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、がん検診の目標値の引き上げや、緩和ケア・就労支援等の「がんとの共生」が目標とされた。また、都のがん対策推進計画（第二次改定）（30年4月）では、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」が示された。 ・国は、28年3月に第3次食育推進計画を策定し、食体験や共食の機会を充実させることが重要とし、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指している。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、受動喫煙の減少を目指した健康増進法の改正や東京都受動喫煙防止条例(仮称)の制定が議論されている。 ・19年6月に自殺対策基本法が制定された後、国・都・区が総合的に自殺対策基本法に基づく自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・28年3月に自殺対策基本法が改正され、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられた。 ・精神疾患の患者の増加により、精神保健相談の内容が多岐にわたってきている。	・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検（健）診の受診勧奨等の意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画」に掲げられたがん検診の目標受診率50%（精密検査受診率は90%）を達成するためには、一層の意識啓発が必要となる。 ・食に関する情報がますます氾濫する中、正しい知識を選択することが困難になってくる。健康寿命の延伸につなげるため、個人にあった食を選択するとともに、実践する力が必要となってくる。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・自殺対策のさまざまな取り組みにより、区民の自殺率の低下が期待される。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、本人のみでなく周囲の気づきやストレス対処法などによるこころの健康づくりが重要になってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
84 自分は健康だと思う区民の割合	%	69.4	71.1	73.0	72.0			75	保健予防課
85 運動習慣のある区民の割合	%	49.1	48.9	52.0	51.1			55	健康推進課
86 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	20.8	22.8	23.7	22.6			15	保健予防課
87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	80.5	81.0	83.2	85.5			85	健康推進課
88 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	%	45.3 (25年度)	62.7	78.1	80.8			80	健康推進課
89 バランスの良い食生活を実践している区民の割合	%	62.0	61.4	60.2	64.5			78	健康推進課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標88：60.7%

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	3,561,420千円	3,094,643千円	3,490,369千円	0千円
事業費	3,107,508千円	2,688,244千円	2,984,629千円	
人件費	453,912千円	406,399千円	505,740千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。

【指標84】自分は健康だと思う区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行っているが、横ばい傾向である。今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標85】運動習慣のある区民の割合は、総合的な健康づくり・体力づくり事業を健康センター等で実施しているが、ほぼ横ばい傾向であった。区民の自発的な運動習慣を促進するため、29年度に「江東区ウォーキングマップ」を作成した。

【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、うつ予防、心の健康の重要性の普及・啓発に取り組んでいるところであるが、横ばい傾向であり、今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、健康づくりへの意識啓発に努めるとともに、未受診者へ個別に受診勧奨を行う取り組みにより、目標を達成した。引き続き受診割合の向上に取り組んでいく。

【指標88】8020を目指している区民の割合は、歯と口の健康週間事業や8020表彰などに取り組んできた結果、目標を達成したが、引き続き積極的な取り組みを行っていく。

【指標89】バランスの良い食生活を実施している区民の割合は、食と健康展や食と健康づくり事業などを実施した結果、29年度は増加した。今後も積極的な取り組みが必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応するとともに、各種検（健）診データを活用した課題の分析とその結果の施策への反映によって、自助・共助・公助による健康づくりの推進などの施策の展開を図る必要がある。◆全がんの75歳未満年齢調整死亡率（*）が23区内で男性3位、女性2位（平成27年）と高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が一生の間に一度はがんにかかる時代であることから、区民一人ひとりががんに関する正しい知識を身につけ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検（健）診期間の延長と個別通知の統一化及び健診会場の拡大具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆8020達成者が増えるなか、70歳以上の高齢者の歯周病の問題が顕在化している。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康の重要性の普及・啓発に積極的に取り組む等、総合的な精神保健対策の更なる継続が求められている。

*75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価できるよう年齢構成を調整して算出した死亡率

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区健康増進計画・がん対策推進計画・食育推進計画について、現計画の最終評価及び29年度の区民健康意識調査の結果等を踏まえ、がん対策推進計画及び食育推進計画を内包した、新たな健康増進計画を30年度中に策定する（計画期間：平成31年度～35年度）。◆新計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など取り組みを進める。◆健康づくり事業に関連し、健康維持や生活習慣病予防などに効果的である運動の実践・啓発を、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策についても新計画に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん検診推進事業を引き続き行う。◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、受診に関する利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。◆今後も8020表彰など8020運動の普及・啓発に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上に対応すべく、歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策を展開する。◆実践中心の行動変容につながる講習会を積極的に実施するなど、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。◆栄養指導について出生児に対するサービスに比べ、産後ママの個別ケアが不足している。母子事業として「母親栄養相談（アンケート）」を行い、個別に具体的な食事のアドバイスを行っていく。◆食品表示法（27年）施行による加工食品の栄養成分表示の義務化（32年）に伴い、健康づくりに役立つ健康食品等の商品選択の消費者教育や事業者への啓発・相談を行う。◆こころの健康に関する講演会などの啓発活動及び相談支援体制の充実を図る。◆受動喫煙の健康被害については、国や都の動向を注視しつつ、施策を模索する。

施策 23	感染症対策と生活環境衛生の確保	主管部長(課)	健康部長(保健予防課)
		関係部長(課)	健康部長(健康推進課、生活衛生課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・ 西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染、ジカ熱等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・ 社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、企業での風しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・ 結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・ 平成27年3月、世界保健機関により、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。その後は、海外からの帰国者等を発端とした麻しんが発生している。 ・ 平成28年10月より乳幼児を対象とするB型肝炎ワクチンが法定化される等、近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・ 感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・ 犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・ 薬事関係施設に関し、都から事務移管が行われている。 ・ 最近5年間で、外国人観光客数は、2倍以上に増加している。 ・ 食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・ 食品を取り扱う大規模イベントが増加している。 ・ 食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・ 食品の異物混入事件が数多く報道された。	・ 鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、未知の感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・ 保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生リスクが高まる。 ・ 平成32年の青海の客船ターミナル開業による、外国からの多数の大型客船の入港や、オリンピック・パラリンピック開催などにより、海外からの感染症の流入の危険性の増大が想定され、感染症対策の強化充実が必要となる。 ・ 外国人や高齢者の結核発症の増加が想定される。 ・ 今後も定期化される予防接種の種類の増加が想定される。 ・ 蚊など衛生害虫等によって、感染症が新たに起きる可能性がある。 ・ 近年、狂犬病の発生がないことから、予防注射の必要性が理解されず接種率が低下する恐れがある。 ・ 制度の見直しにより、医薬品の販売方法や施設運営への対応が求められる。 ・ 簡易宿所等、外国人観光客が利用する宿泊施設の相談・申請が増える。法令の改正による新たな施設も増える。 ・ 南部地域の発展に伴い、食品関係・環境衛生営業施設がさらに増加する。 ・ 短期間に営業するイベントへの食品衛生対策強化の必要性が増す。 ・ カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・ HACCPによる食品管理の義務化等規制が強化されるので、各営業者へ衛生管理手法等について啓発する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
90 手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	64.9	63.7	60.7	68.7			80	保健予防課
91 予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	95.8 (25年度)	96.7	97.8				98	保健予防課
92 結核罹患率（人口10万人当たり）	人	20.5 (24年)	18.2 (27年)	17.3 (28年)				15	保健予防課
93 環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率	%	4.4 (25年度)	2.3	2.6	3.2			4	生活衛生課
94 食品検査における指導基準等不適合率	%	3.5 (25年度)	2.8	2.4	3.0			3.5	生活衛生課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標91：100 指標92：16.6 指標93：3.1 指標94：3.6

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	2,507,032千円	2,221,529千円	2,523,207千円	0千円
事業費	1,998,935千円	1,766,186千円	1,992,016千円	
人件費	508,097千円	455,343千円	531,191千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右される。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には数値上は100%となったが、予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないため、未接種者が存在する。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっている。

【指標92】結核罹患率については、徐々に減る傾向を見せているものの、未だ目標に届いていない。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は、検査の時期等により不適合件数が異なり、目標値を下回っているものの、変動がある。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、検査件数により異なるが、目標値を下回って変動している。

(2) 施策における現状と課題

◆デング熱・ジカ熱等の海外からの新たな感染症の国内発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染症予防に関する知識、及び各々の疾患に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆臨海部では、数多くのイベントが催され大勢の来場者がある中、食中毒の発生が危惧され、また食品への異物混入等に関する報道が増え、区民の「食の安全・安心」への関心は高い。◆営業者への適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症の発生時は速やかな対応ができるよう平時から万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

施策 24	保健・医療施策の充実	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
		関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められ、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。 ・平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため、都道府県は地域医療構想を策定することとなり、東京都は平成28年7月に策定した。 ・区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。 ・東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に、東京都は災害医療体制の見直しを行った。 ・平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性とこどもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療・周産期医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 ・南部地域の急速な開発等に伴い出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 ・核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。 ・平成28年度から、厚生労働省の告示に基づき妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。 ・平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。 ・平成28年度に母子保健法が改正され、母子保健施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することが明記された。	・今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 ・医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。 ・昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供されており、ハイリスク妊婦やNICUからの円滑な退院支援に係る地域医療連携の必要性などのニーズが高まる。 ・江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移することから、周産期医療や小児医療のニーズが高まる。 ・孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。 ・発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95 安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8	76.1			75	健康推進課
96 乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4	96.4			98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,544,491千円	1,364,503千円	1,595,160千円	0千円
事業費	1,014,729千円	890,170千円	1,026,081千円	
人件費	529,762千円	474,333千円	569,079千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、増加傾向にあり、目標に達した。区内の動向では、平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は、26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院、29年8月地域医療支援病院に指定され、平成29年に大規模リハビリテーション専門病院が区内で開院した。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は通増傾向にあるものの、医療機関での個別受診、外国籍や転入者の影響により期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的に行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつの早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすくとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び市内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関して、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で事例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めていく。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆妊婦への面接及び産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者等を対象に実施する。

施策 25	総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
		関係部長(課)	福祉部長(長寿応援課、地域ケア推進課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿
総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み	
①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした長寿サポートセンター（地域包括支援センター）や障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者地域包括ケア計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。 ・平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化）や、新しい総合事業の円滑な運営及びサービス提供者の拡充などきめ細かい対応が必要となっている。また、特別養護老人ホームの新規入所者が平成27年4月より原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりが求められている。 ・平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、介護保険法等31本の法律が改正された。 ・介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成25年3月末と30年3月末で比べると、1.3倍、1.1倍、1.3倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。 ・平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、平成25年4月には、対象を難病患者等に拡大したほか、制度の谷間のない支援の提供等を目的として、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正施行された。また、法施行後3年を目途とした見直しが行われ、新たな福祉サービス等が創設された。 ・平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。平成26年1月には障害者権利条約が批准された。 ・保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 ・区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 ・平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始した。	・区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 ・制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指し、2020年代初頭の全国展開を目指す国の改革工程に沿って地域づくりが進められていく。 ・平成30年度からの介護保険制度の改正に伴い、平成30年8月より高額所得者の利用者負担の3割への引き上げ、平成30年10月より福祉用具貸与の上限額設定などが行われる。 ・新たなサービスの創設など、支援の充実を図る制度改正に対して柔軟な対応が求められる。 ・障害者差別解消法については、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けたさらなる取り組みが必要となるとともに、障害者の権利擁護促進が求められる。 ・障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 ・福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。なお、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46	46.1	46.6	44.7			60	地域ケア推進課
98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)	83.9	83.5	82.9			—	介護保険課
99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)	68.1	68.0	67.8			—	介護保険課
100 入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)	2,588	2,716	2,716			2,811	長寿応援課
101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)	85.3	74.0	79.6			100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標98：84.2、指標99：67.3、指標100：2,588、指標101：78.3

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	47,101,130千円	45,372,295千円	50,989,841千円	0千円
事業費	46,176,254千円	44,543,534千円	50,013,624千円	
人件費	924,876千円	828,761千円	976,217千円	

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標97】保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合は、ほぼ横ばいである。平成30年4月に冬木長寿サポートセンターをより多くの高齢者が訪れる深川ふれあいセンター内へ移転し、主に地域の高齢者に対してセンターの周知向上を図った。また、各長寿サポートセンターにおいても、独自の地域活動やPRにより、認知度の向上に取り組んでいる。

【指標98】高齢者人口の増加に伴い、加齢による要支援・要介護状態になる割合も増加傾向にあるため、指標値は微減状況が続いている。

【指標99】要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合は7割に満たない値で推移している。地域包括ケアシステムの構築・介護サービスの多様化により、今後も在宅サービス利用者の割合は増加していくものと予想される。

【指標100】29年度は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備着手に向けた検討を進めたものの、入所・居住型の介護施設の定員数は2,716名のままとなった。

【指標101】受審率は前年度比5.6ポイント増加した。なお、平成29年度より認定こども園が受審対象として追加された。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、区内に15か所整備が完了し、引き続き整備を進めていく方針である。平成30年3月末現在、入所待機者数は1,179人となっており、そのうち要介護3以上の人数は967人となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成26年度に1か所竣工し、18か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆平成29年4月から長寿サポートセンターを区内21か所に拡充し、体制変更に伴う積極的なPRをおこなったが、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要がある。◆平成25年度から地域ケア会議を、平成28年度から区民・医療・介護・福祉等の関係者による地域包括ケア全体会議を開催している。地域ケア会議では、抽出した地域課題を具体的な取り組みへ結びつけていくことが課題となっている。地域包括ケア全体会議では、「江東区版地域包括ケアシステム」の実現に向けて、多職種での連携体制の構築が課題となっている。◆介護予防事業については、平成28年度から認定者を除く高齢者全員を対象に介護予防対象者把握・啓発のための「いきいきセブンチェック」を作成したが、十分に活用されていないため、引き続き認知度向上に取り組んでいく必要がある。◆障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象が難病患者等にも拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を勧奨し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームが平成28年11月に開設したが、引き続き、新規の施設整備計画の具体化に努めていく。◆認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き事業者参入を促す。◆介護保険制度の改正で、長寿サポートセンターに期待される役割がさらに大きくなるため、長寿サポートセンターの強化を図っていく。◆地域ケア会議については、引き続き地域課題の把握に努め、地域包括ケア全体会議を通じた具体的な施策提言をおこなっていく。◆総合事業の対象である高齢者に、有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで自立意欲の向上を図り、地域で支援を必要とする他の高齢者の支え手となるよう、効果的な事業実施に取り組んでいく。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。また、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

施策 26	地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(長寿応援課)
		関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 ・すべての自治体が、平成29年度までに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した。 ・改正個人情報保護法が平成29年5月に施行され、5,000件以下の個人情報を取り扱う地域の見守り団体等も法の適用を受けることとなった。 ・事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 ・高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 ・障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 ・将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 ・力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」38.4%と上位となっている。	・区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 ・今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正により「新しい総合事業」が創設されたことから、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 ・生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
102 生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5	68.2	69.4	65.6			75	長寿応援課
103 福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (25年度)	6,873	6,259	6,133			8,134	長寿応援課
104 地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合	%	29.8	27.8	27.4	27.8			40	長寿応援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標103：6,978

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,976,066千円	1,766,224千円	1,427,520千円	0千円
事業費	1,759,986千円	1,571,629千円	1,216,649千円	
人件費	216,080千円	194,595千円	210,871千円	

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標102】生きがいを感じている高齢者の割合が微減となっているため、より多くの高齢者が積極的に地域行事や社会貢献活動等に参加できるよう、継続的に支援していく。

【指標103】ボランティアの登録者数は減少しているが、ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋げていく。

【指標104】地域とのつながりが希薄化している社会背景もあり数値が減少しているが、地域主体の高齢者見守り事業等を支援することにより、高齢者の社会的孤立を防ぐ。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、福祉会館・ふれあいセンターの改築・改修工事を順次行った。単なる居場所づくりだけでなく、介護予防活動や自主活動支援の地域拠点としていく。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延251名おり、一定の効果が出ている。平成29年度より介護事業所等就労準備金助成事業を開始した。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成29年度は15講座延524名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活をするためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年度から福祉会館に指定管理者制度を導入した。平成31年度以降も民間事業者の創意を生かした施設運営を目指し導入の検討を継続する。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は、地域密着型の面接会として、関係団体（東京都福祉人材センター、江東区社会福祉協議会、ハローワーク木場）と連携して実施していく。また、介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、平成25年度より「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始した。また、見守り協定を締結するなど、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。

施策 27	自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
		関係部長(課)	区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿
高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み	
①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
・江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 ・平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。 ・日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 ・雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成28年度には全国ペースで3.4%増となり、8年連続で過去最高を更新している。 ・居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 ・高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。	・高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 ・家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 ・精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象となったことに伴い、法定雇用率が今後さらに順次引き上げられる予定であり、多くの障害者就労ニーズに対応可能なさらなる柔軟な組織運営が求められることとなる。 ・福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 ・生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7	29.7			35	地域ケア推進課
106 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470	551			460	障害者支援課
107 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61	60			60	障害者支援課
108 生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8	37.2			38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算(速報値)	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	112,949,855千円	100,993,407千円	100,724,563千円	0千円
事業費	110,617,890千円	98,905,587千円	98,327,535千円	
人件費	2,331,965千円	2,087,820千円	2,397,028千円	

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】成年後見制度の申立て支援件数増加など制度利用が進んでいるが、指標は横ばいとなっている。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成30年4月1日に実施された障害者法定雇用率引き上げに伴い、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、目標値の60%を維持している。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率が依然として低調であることに加え、生活保護受給者の就職決定率が低下したことが主な要因である。平成26年1月の就職サポートコーナーの開設以来、福祉事務所とハローワークの連携による就労支援により、早期に就労が可能な生活保護受給者は就労決定につながった。しかし、一方で開設から4年余が経過し、早期に就労できる者が少なくなり、精神疾患や膝痛、腰痛といった就労阻害要因を抱える者が相対的に増加したことから、1年以上継続して就労支援を行っている者が多くなっている状況である。就職サポートコーナーの利便性を図りながら、就職サポート運営協議会を開催するなど、ハローワークとの連携強化に努めている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。今後も福祉サービスの総合相談件数や日常生活自立支援事業の需要の増加が予想される。高齢者等が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の充実が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者等虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法に基づき、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度から生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

施策実現に関する指標に係る現状値の推移（平成22～26年度）

		長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」	新規 変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値 (26年度)	目標値 (31年度)	数値 取得方法	指標担当課
施策 22	84	自分は健康だと思ふ区民の割合		67.0	66.5	68.9	67.5	69.4%	75%	区民アンケート	保健予防課
	85	運動習慣のある区民の割合	○	—	—	—	—	49.1%	55%	区民アンケート	健康推進課
	86	ストレス解消法を持たない区民の割合		22.3	22.7	22.5	23.3	20.8%	15%	区民アンケート	保健予防課
	87	この1年間に健康診断を受けた区民の割合		81.7	80.8	80.1	79.7	80.5%	85%	区民アンケート	健康推進課
	88	8020(ハチマルニイマル)を目指している区民の割合	○	—	—	—	—	45.3% (25年度)	80%	業務取得	健康推進課
	89	バランスの良い食生活を実践している区民の割合		73.4	74.8	73.9	73.9	62.0%	78%	区民アンケート	健康推進課
施策 23	90	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合		69.4	72.1	71.1	69.5	64.9%	80%	区民アンケート	保健予防課
	91	予防接種率(麻しん・風しん1期)		96.8	98.2	97.2	95.8	95.8% (25年度)	98%	業務取得	保健予防課
	92	結核罹患率(人口10万人当たり)		24.3 (21年度)	22.6 (22年度)	23.2 (23年度)	20.5 (24年度)	20.5人 (24年度)	15人	業務取得	保健予防課
	93	環境衛生営業施設への理化学検査の不適率		4.1	3.3	4.5	4.4	4.4% (25年度)	4%	業務取得	生活衛生課
	94	食品検査における指導基準等不適率		5.2	6.8	3.3	3.3	3.5% (25年度)	3.5%	業務取得	生活衛生課
施策 24	95	安心して受診できる医療機関が身近にあると思ふ区民の割合		68.1	67.7	71.8	69.2	70.2%	75%	区民アンケート	健康推進課
	96	乳児(4か月児)健診受診率		92.9	92.6	93.9	93.6	94.2% (25年度)	98%	業務取得	保健予防課
施策 25	97	保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	○	—	—	—	—	46%	60%	区民アンケート	高齢者支援課
	98	要支援・要介護状態でない高齢者の割合		85.6	85.0	84.5	84.4	84.4% (25年度)	—	業務取得	介護保険課
	99	要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	○	—	—	—	—	65.5% (25年度)	—	業務取得	介護保険課
	100	入所・居住型の介護施設の実員数	○	—	—	—	—	2,575人 (25年度)	2,811人	業務取得	福祉課
	101	福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	○	—	—	—	—	95.8% (25年度)	100%	業務取得	福祉課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

	長期計画(後期)における 「施策実現に関する指標」		新規 変更	22年度	23年度	24年度	25年度	現状値 (26年度)	目標値 (31年度)	数値 取得方法	指標担当課
施策 26	102	生きがいを感じている高齢者の割合		67.3	63.7	66.6	66.0	69.5%	75%	区民アンケート	高齢者支援課
	103	福祉ボランティアの登録者数		6,406	6,646	6,942	6,877	6,877人 (25年度)	8,134人	業務取得	福祉課
	104	地域の中で家族や親族以外に相談しあったり、世話しあう人がいる区民の割合		29.0	30.3	29.4	30.1	29.8%	40%	区民アンケート	高齢者支援課
施策 27	105	権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合		23.1	22.7	23.4	27.2	28.1%	35%	区民アンケート	高齢者支援課
	106	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数(累計)		169	213	256	304	304人 (25年度)	460人	業務取得	障害者支援課
	107	区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	○	—	—	—	—	58% (25年度)	60%	業務取得	障害者支援課
	108	生活保護受給者等の就職決定率	○	—	—	—	—	36.1% (25年度)	38%	業務取得	保護第一課

※「新規・変更」欄の「○」は、「江東区長期計画(後期)」から新たに設定した指標、または数値の取り方等を変更した指標

事業概要一覧(平成30年度 大綱別)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
04ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち					155,560,534	164,675,302	△ 5.5%		
09健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実					6,002,726	6,121,172	△ 1.9%		
22健康づくりの推進					2,984,629	3,107,508	△ 4.0%		
2201健康教育、健康相談等の充実					1,610,630	1,681,893	△ 4.2%		
				1 健康増進事業	8,401	9,675	△ 13.2%	レベルアップ	江東区健康増進計画・江東区がん対策推進計画・江東区食育推進計画の進捗状況確認のための会議を開催するほか、区民の健康増進に寄与する取組みを実施。 30年度は、上記3計画を統合した次期江東区健康増進計画(計画期間:31～35年度)を策定。
				2 歯と口の健康週間事業	766	766	0.0%	維持	区民の歯科口腔保健の推進のため、歯と口の健康週間(6月4～10日)に無料健康相談、講演会、ポスター掲示等を実施。
				3 がん対策推進事業	3,187	2,666	19.5%	レベルアップ	がん対策推進計画に基づき、がんの予防及び早期発見に向けた取組みを実施。 30年度は、NPO法人マギーズ東京と連携し、夜間相談窓口を設置するとともに、働きざかりのがん患者への理解促進等のための講演会を開催。
				4 衛生統計調査事業	1,754	2,275	△ 22.9%	維持	保健衛生行政運営に必要な資料を得るため、毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態調査。その他保健、医療、福祉、年金等生活の基礎的事項の各種調査の実施。
				5 保健相談所管理運営事業	222,074	149,125	48.9%	維持	保健相談所の管理運営。 施設数:4所(城東・深川・深川南部・城東南部保健相談所)
				6 心身障害者施設等健康相談事業	7,522	8,730	△ 13.8%	維持	心身障害者施設利用者の健康管理に寄与するための健康相談及び健康診査。 実施会場:城東・深川・深川南部・城東南部保健相談所 実施回数:城東 年20回・深川 年13回 深川南部 年12回・城東南部 年12回
				7 自殺総合対策・メンタルヘルス事業	5,073	2,383	112.9%	レベルアップ	区全体で自殺対策に取組むため、職員向けのゲートキーパー養成研修や中小企業及び区民に対する自殺予防啓発を実施。 30年度は、自殺対策計画の策定に向けた検討を開始。
				8 公害健康被害認定審査事業	42,875	45,693	△ 6.2%	維持	公害健康被害認定審査会の運営。 開催回数及び診査件数:公害健康被害認定審査会 年12回、1,000件 公害健康被害診療報酬審査会 年12回、1万8,000件 大気汚染障害者認定審査会 年12回、2,000件
				9 公害健康被害補償給付事業	1,167,891	1,170,501	△ 0.2%	維持	公害健康被害者に対する補償給付。 種別:医療費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、療養手当、葬祭料 延対象者数:1万2,905人
				10 公害健康リハビリテーション事業	4,332	4,680	△ 7.4%	見直し	健康被害者のためのぜん息教室等リハビリテーションや、慢性の呼吸器疾患・アレルギー疾患に関する相談及び指導。 開催回数:成人ぜん息教室年1回、呼吸体操教室年6回、水泳教室年18回 30年度は、小児ぜん息教室を廃止。
				11 難病対策事業	11,090	11,474	△ 3.3%	維持	難病患者、家族が安心して地域療養生活が送れるよう療養相談、訪問リハビリ、講演会を実施。
				12 精神保健相談事業	12,414	12,414	0.0%	維持	精神障害者とその家族に対し、相談・デイケア等を実施。
				13 健康センター管理運営事業	121,585	113,620	7.0%	維持	健康センター施設の管理及び健康増進事業等の運営。
◆				14 健康センター改修事業	0	146,225	皆減	廃止(単年度)	
				15 栄養相談事業	1,666	1,666	0.0%	維持	離乳食相談や疾病の食事療法等、各個人に適した食生活の指導・相談。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
				2202疾病の早期発見・早期治療	1,368,396	1,420,012	△ 3.6%		
				1 歯科衛生相談事業	23,045	19,724	16.8%	維持	歯科健診及び歯科保健指導。
				2 健康診査事業	335,109	337,270	△ 0.6%	維持	生活保護受給者等を対象とする健診及び医療保険者(国保)が実施する特定健診等に付随する区独自の 上乗せ健診の実施。 受診者数:6万3,100人
				3 胃がん検診事業	130,481	136,584	△ 4.5%	維持	胃がんの早期発見・早期治療のための検診。 検診受診者数:7,650人 リスク層別化検査受診者数:1万3,000人
				4 子宮頸がん検診事業	170,609	180,933	△ 5.7%	維持	子宮頸がんの早期発見・早期治療のための検診。 受診者数:2万2,400人
				5 肺がん検診事業	59,998	58,033	3.4%	維持	肺がんの早期発見・早期治療のための検診。 受診者数:7,650人
				6 乳がん検診事業	180,765	201,147	△ 10.1%	維持	乳がんの早期発見・早期治療のための検診。 受診者数:1万7,200人
				7 大腸がん検診事業	317,326	308,209	3.0%	維持	大腸がんの早期発見・早期治療のための検診。 受診者数:5万1,000人
				8 前立腺がん検診事業	6,806	7,209	△ 5.6%	維持	前立腺がんの早期発見・早期治療のための検診。 受診者数:1,500人
				9 眼科検診事業	19,333	18,213	6.1%	維持	緑内障や白内障等の視覚障害の原因となる疾患を早期発見・早期治療するための検診。 受診者数:2,400人
				10 生活習慣病予防健康診査事業	8,242	8,229	0.2%	維持	生活習慣病を予防するための健診及び指導。 受診者数:789人
				11 歯周疾患検診事業	66,889	69,250	△ 3.4%	維持	高齢期における歯の喪失を予防するため、口腔内を検査。在宅の要介護3以上、または在宅で寝たきりの 身体障害者手帳1・2級の者については訪問検診を実施。 受診者数:7,350人
				12 保健情報システム管理運用事業	48,911	74,329	△ 34.2%	維持	検診等のデータを蓄積する保健情報システムの管理運用。
				13 成人保健指導事業	882	882	0.0%	維持	がん検診の受診後、結果の未把握者の追跡、受診勧奨の実施。がん検診の要精検者や肝炎ウィルス検 診の陽性者に対する、専門医療機関への受診、治療、療養生活に関する支援・指導を実施。
				2203食育の推進	5,603	5,603	0.0%		
				1 食育推進事業	1,827	1,827	0.0%	維持	食に対する感謝の気持ちを育み、より良い食生活を実践し、健康で豊かな生活に寄与することを目的とし た「江東区食育推進計画(第二次)」の推進。
				2 食と健康づくり事業	3,776	3,776	0.0%	維持	区民の健康づくりに役立てるため、正しい栄養・食生活のあり方を普及。 食生活・栄養に関する講義及び調理実習等の健康教育を実施。
				23感染症対策と生活環境衛生の確保	1,992,016	1,998,935	△ 0.3%		
				2301健康危機管理体制の整備	37,647	38,037	△ 1.0%		
				1 感染症診査協議会運営事業	3,096	3,096	0.0%	維持	感染症診査協議会の運営。 結核医療費公費負担申請の医療内容の適否や、感染症により入院勧告を受けた患者の入院期間の延長 等について審議。
				2 感染症対策事業	3,256	3,511	△ 7.3%	維持	平時から感染症予防に関する啓発を実施するほか、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢等の感染症 発生時に、まん延防止のため患者の調査を実施。
				3 感染症医療給付事業	29,770	29,900	△ 0.4%	維持	感染症による入院勧告を受け、治療を余儀なくされた区民に医療費を給付。 結核患者が適切な治療を受けられるよう医療費を給付。
				4 新型インフルエンザ等対策事業	1,525	1,530	△ 0.3%	維持	新型インフルエンザ等対策として、地域医療体制の確保、区民への啓発活動等を実施。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の 実施の 実態	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
				2302感染症予防対策の充実	1,839,234	1,848,028	△ 0.5%		
				1 公害健康インフルエンザ助成事業	2,388	2,485	△ 3.9%	維持	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者が、インフルエンザ予防接種実施要綱に定める予防接種を受けた場合に、当該予防接種に係る自己負担額を助成。 対象者数:1,100人
				2 予防接種事業	1,820,414	1,829,318	△ 0.5%	維持	予防接種法に基づく予防接種及び任意予防接種のほか、予防接種情報提供サービスを実施。四種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、BCG、日本脳炎、インフルエンザ、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、成人対象風しん、水痘、高齢者用肺炎球菌、B型肝炎等。
				3 エイズ対策事業	2,157	2,157	0.0%	維持	HIV感染症及び性感染症に関する知識の普及と感染防止のための相談、検査及び予防啓発。
				4 結核健診事業	13,829	13,595	1.7%	維持	結核患者と、その家族及び結核患者の接触者等に対し、法に基づく胸部X線検査等を実施。
				5 結核DOTS事業	446	473	△ 5.7%	維持	看護師等による直接服薬確認療法を実施。
				2303生活環境衛生の確保	115,135	112,870	2.0%		
				1 環境衛生監視指導事業	18,747	18,475	1.5%	維持	区民生活の衛生を確保するため、環境衛生営業施設等の許可、各種検査、監視指導及び居住環境等に関する苦情、相談に対応。
				2 環境衛生教育事業	300	300	0.0%	維持	環境衛生の向上を図るための研修。 テーマ:施設の衛生管理、感染症、健康管理、従業員衛生指導等
				3 食品衛生監視指導事業	42,365	39,555	7.1%	維持	区民の健康安全を図るため、食品関係営業施設の許可、監視、指導、食品等の試験検査及び苦情、相談に対応。
				4 食中毒対策事業	5,832	5,826	0.1%	維持	食中毒等の事故への対応と措置及び原因の調査、再発防止。
				5 食品衛生教育事業	1,381	1,393	△ 0.9%	維持	食品衛生思想の普及と向上を図るため、講習会、ホームページ等による情報提供、街頭相談所の開設及び自治指導員研修会を実施。
				6 狂犬病予防事業	4,199	4,507	△ 6.8%	維持	狂犬病予防法に基づき、犬による事故の未然防止を図るため、犬の登録、狂犬病予防注射接種、適正飼養を推進。
				7 動物愛護啓発事業	6,281	6,584	△ 4.6%	維持	動物の虐待防止、適正な取扱い等を周知するための手引き、プレート等を配布。 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用を助成。
				8 そ族昆虫駆除事業	30,816	31,001	△ 0.6%	維持	感染症を予防し、快適な生活環境を作るため、衛生害虫・ねずみの駆除、相談対応、助言、昆虫成長抑制剤の雨水マスへの投入、区立公園等で蚊の採取及びウイルス検査等を実施。
				9 医事・薬事衛生監視指導事業	3,711	3,801	△ 2.4%	維持	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局等及び毒物及び劇物取締法に基づく毒劇物販売業者等の薬事関係施設並びに医療法等に基づく診療所、歯科診療所、助産所等の医療関係施設に係る許可・届出の受理及び監視指導。 市販家庭用品の有害物質に関する検査。
				10 給食施設指導事業	1,503	1,428	5.3%	維持	食環境整備推進のための給食施設、食品関係業者、飲食店に対する指導。
				24保健・医療施策の充実	1,026,081	1,014,729	1.1%		
				2401保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	163,925	164,582	△ 0.4%		
				1 土曜・休日医科診療・調剤事業	101,740	101,026	0.7%	維持	区民の生命と健康を守るための土曜準夜間、休日における診療及び調剤。 診療時間:土曜準夜間18:00～22:00、休日9:00～22:00 診療科目:内科、小児科
				2 休日歯科診療事業	20,402	19,922	2.4%	維持	区民の歯科急病への不安を解消するための輪番制による休日歯科診療。 診療時間:9:00～17:00 診療科目:歯科
				3 こどもクリニック事業	17,874	17,874	0.0%	維持	平日夜間における小児急病に対応するための小児診療。 診療時間:20:00～23:00 診療科目:小児科
				4 在宅医療連携推進事業	16,565	18,416	△ 10.1%	維持	医療と介護が連携し在宅医療を推進するため、関係者会議の開催、多職種連携研修の実施、区民向け相談窓口での対応、在宅療養者の急変時に備えた病床確保への補助等を実施。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			5	歯科保健推進事業	4,822	4,822	0.0%	維持	在宅療養者や障害者等に対するかかりつけ歯科医の紹介や、江東区8020(ハチマルニイマル)表彰など、歯科口腔保健に係る取組みを実施。
			6	医療相談窓口事業	2,522	2,522	0.0%	維持	医療に関する患者等からの苦情・相談に対応。区民や医療機関への情報提供、医療機関に対する助言等の充実により、医療機関における区民サービスを向上。
			2402母子保健の充実		862,156	850,147	1.4%		
			1	地区母子連絡会運営事業	170	170	0.0%	維持	地域母子保健の向上を図るための関連機関の連携会議。 実施回数：保健所・城東・深川・深川南部・城東南部保健相談所各1回
			2	妊娠出産支援事業	93,217	93,108	0.1%	維持	助産師等による妊婦の全数面接、育児グッズの配布、産後ケア事業(ショートステイ・デイケア・乳房ケア)を実施。また、児童虐待ハイリスクの妊婦・母子に対しては母体回復・育児指導等を目的とした支援を実施。
			3	両親学級事業	17,975	13,905	29.3%	見直し	妊娠、出産、育児等の知識を習得するための教室。 30年度は、休日版両親学級の外部委託化を実施。
			4	新生児・産婦訪問指導事業	26,468	26,791	△ 1.2%	維持	新生児とその産婦に対する家庭訪問指導。 訪問件数：5,000件
			5	身体障害児療育指導事業	5,073	5,060	0.3%	維持	専門医の健診及び理学療法士の指導。
			6	母子健康手帳交付事業	2,122	2,022	4.9%	維持	母子健康手帳及び母と子の保健バッグの交付。
			7	未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	37,004	37,004	0.0%	維持	未熟児、妊娠高血圧症候群の妊婦に対し医療費を助成。
			8	療育医療給付事業	697	838	△ 16.8%	維持	結核に罹患した児童に対し、指定療育機関における入院医療と日用品及び学用品を給付。また、在宅の小児慢性特定疾患児に日常生活に必要な用具を現物で給付。
			9	乳児健康診査事業	90,511	90,244	0.3%	維持	乳児の健康を守るための4か月児健診、経過観察、6か月児健診、9か月児健診、精密健診の実施。 実施回数：4か月児健診144回、経過観察54回 実施件数：6か月児健診4,900件、9か月児健診4,800件、精密健診150件
			10	一歳六か月児健康診査事業	64,074	63,526	0.9%	維持	1歳6か月に達した幼児の健康診査及び経過観察。 実施件数：内科4,900件、歯科4,000件
			11	三歳児健康診査事業	38,507	36,706	4.9%	維持	3歳に達した幼児の内科健診、歯科健診及び精神発達面の相談・指導。 実施回数：内科及び歯科健診126回、精密健診300件
			12	妊婦健康診査事業	441,715	444,382	△ 0.6%	維持	受診票利用による妊娠14回分の健診、超音波検査、子宮頸がん検診、妊婦歯科健診、里帰り出産等妊婦健診受診費助成を実施。
			13	心の発達相談事業	4,703	4,502	4.5%	維持	児童の健全な成長と保護者の不安解消のため、心理相談員が継続した相談を実施。
			14	母親栄養相談事業	1,782	1,740	2.4%	維持	乳児を持つ母親の健康を守るための栄養指導及び相談を実施。
			15	特定不妊治療費助成事業	38,138	30,149	26.5%	維持	高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部助成を実施。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施する組の取り組み	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
10	25	◆	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	149,557,808	158,554,130	△ 5.7%		
			総合的な福祉の推進	50,013,624	46,176,254	8.3%		
			2501相談支援体制の充実・手続きの簡素化	805,592	795,948	1.2%		
			(一般会計分)	48,671	49,807	△ 2.3%		
			1 民生委員推薦会運営事業	383	376	1.9%	維持	民生・児童委員推薦候補者の審査・推薦を行う民生委員推薦会の運営。 委員数:14人 開催回数:4回
			2 民生・児童委員活動事業	41,592	41,860	△ 0.6%	維持	民生・児童委員のための会議、研修等の実施。 定数:326人(区域担当307人 主任児童委員19人)
			3 介護給付費等支給審査会運営事業	6,256	7,135	△ 12.3%	維持	障害者総合支援法における審査会の運営、障害福祉サービスの申請者に対する障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定業務等に係る事務。 障害福祉サービス申請件数:773人 医師意見書作成件数:773件 審査会開催数:28回
			4 地域自立支援協議会運営事業	440	436	0.9%	維持	相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議会の運営。
			(介護保険会計分)	1,917	3,418	△ 43.9%		
			5 地域包括支援センター運営事業	755,004	742,723	1.7%	維持	介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待の防止等権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の包括的支援事業を実施。 実施箇所数:長寿サポートセンター 21か所
			6 地域ケア会議推進事業	1,917	3,418	△ 43.9%	維持	地域包括ケアシステムの実現にむけた、多職種連携による江東区地域包括ケア全体会議及び部会等の開催。
			2502在宅支援サービスの拡充	30,754,946	28,545,285	7.7%		
			(一般会計分)	9,608,695	9,543,341	0.7%		
			1 社会福祉協議会事業費助成事業	158,749	160,533	△ 1.1%	維持	江東区社会福祉協議会(ボランティアセンターを除く)事業費の助成。
			2 裁判員制度参加支援事業	79	132	△ 40.2%	維持	裁判員制度に参加する際に必要な介護サービス費用等を一部助成。
			3 身体障害者緊急通報システム設置事業	1,064	1,340	△ 20.6%	維持	急病等の緊急時にボタンを押すことで消防庁に通報できる機器を無料で設置。 新規設置数:10台
			4 重度脳性麻痺者介護事業	28,448	31,291	△ 9.1%	維持	生活圏の拡大を図るため、重度の脳性麻痺者の介護を援助。 介護人は家族に限定され、月12回を上限。 対象者数:30人
			5 心身障害者紙おむつ支給事業	34,474	35,927	△ 4.0%	維持	月1回紙おむつを無料で自宅に配送。 病院等に入院中で病院指定のおむつしか利用できない場合は現金を支給。 利用者数:現物 429人、現金 50人 支給内容:現物 区が作成したカタログから選択(月単位で上限あり) 現金 月額上限7,500円
			6 心身障害者福祉電話事業	2,120	2,411	△ 12.1%	見直し	基本料金及び通話料金(1か月600円を限度)等を助成。 利用世帯数:73世帯 29年度をもって、新規申請の受付を終了。
			7 心身障害者寝具乾燥消毒・水洗い事業	939	1,238	△ 24.2%	維持	契約業者が出張して行う寝具の乾燥消毒、汚れ落とし及び水洗い。 対象品目:掛布団、敷布団、毛布、枕、マットレス及び寝間着のうち5点以内 回数:乾燥消毒月1回(年10回)、汚れ落とし年1回、水洗い年1回 利用者数:36人

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の要否	実施の要否	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
					8 心身障害者出張調髪サービス事業	5,710	5,710	0.0%	維持	契約団体に所属する理容・美容師が自宅に出張し、調髪サービスを提供。 利用回数：年6回 支給者数：278人
					9 緊急一時保護事業	3,532	3,984	△ 11.3%	維持	在宅障害者の保護者、家族等の疾病、事故、冠婚葬祭等の緊急時に保護を必要とする障害者を一時保護するため、区委託の障害者団体による所定場所での保護または区委託のヘルパーの障害者宅への派遣。 団体保護：宿泊80日、一日100日、半日450日 派遣保護：宿泊 1日、日中 1日
					10 心身障害者家具転倒防止器具取付事業	210	315	△ 33.3%	維持	地震時における家具の転倒による事故を防止するため、1世帯3点まで家具転倒防止器具を取付け。 支給件数：10件
					11 重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業	9,265	9,265	0.0%	維持	在宅リハビリサポート医が作成・管理するリハビリの在宅訓練プログラムを重度障害者等が実践し、理学療法士等が障害者宅を訪問し、リハビリの助言や指導を実施。 対象者数：35人
					12 重症心身障害児(者)在宅レスパイト支援事業	5,712	6,030	△ 5.3%	維持	看護師が医療的ケアを必要とする障害児及び重症心身障害者の家族等に代わり、一定時間の医療的ケアを実施。 対象者数：14人
					13 介護給付等給付事業	7,480,986	7,194,740	4.0%	維持	障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付及び児童福祉法に基づく障害児通所給付。 サービスの種類：(介護給付)居宅介護、重度訪問介護等 (訓練等給付)自立訓練、就労移行支援等 (障害児通所給付)児童発達支援等
					14 高額障害福祉サービス費給付事業	4,473	4,425	1.1%	維持	高額障害福祉サービス費を給付。
					15 相談支援給付事業	93,608	123,315	△ 24.1%	維持	計画相談支援給付費、地域相談支援給付費及び障害児相談支援給付費を給付。
					16 自立支援医療費給付事業	749,367	789,626	△ 5.1%	維持	日常生活能力や職業能力を回復するため、障害程度を軽減または除去する医療に要する費用を給付。
					17 療養介護医療費給付事業	77,652	79,884	△ 2.8%	維持	病院等における機能訓練、療養上の管理及び看護等の医療に要する費用を給付。 医療型児童発達支援のうち、医療に要する費用を給付。
					18 心身障害者日常生活用具給付事業	93,319	89,440	4.3%	維持	日常生活の利便を図るため、日常生活に必要な用具を給付。 給付品目：入浴補助用具、ストマ用装具等54種目 給付件数：8,630件
					19 身体障害者住宅設備改善給付事業	13,362	12,847	4.0%	維持	日常生活の利便を図るため、その障害者が居住する住宅の設備改善に要する費用の一部を助成。 助成種目：小規模改修、中規模改修等4種目 助成件数：29件
					20 認知症高齢者支援事業	748	906	△ 17.4%	維持	認知症高齢者本人や家族、長寿サポートセンター、介護支援専門員等からの相談支援及び専門職の研修会、認知症サポーター養成講座・認知症予防講座等を実施。
					21 訪問介護利用者負担軽減事業	159	159	0.0%	維持	障害者の中で低所得者(境界層該当者)の負担軽減を図るため、10%の利用者負担を全額免除。
					◆ 22 小規模多機能型居宅介護施設整備事業	70,020	0	皆増	維持	小規模多機能型居宅介護施設の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
					23 高齢者寝具乾燥消毒・水洗い事業	2,000	2,596	△ 23.0%	維持	契約業者が出張して行う寝具の乾燥消毒、汚れ落とし及び水洗い。 対象品目：掛布団、敷布団、ベッドパッド、毛布、枕、マットレス及び寝間着のうち5点以内 回数：乾燥消毒月1回(年10回)、汚れ落とし年1回、水洗い年1回 登録者数：111人
					24 高齢者出張調髪サービス事業	21,879	21,780	0.5%	維持	契約団体に所属する理容・美容師が自宅に出張し、調髪サービスを提供。 利用回数：年6回 支給者数：2,835人

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の 実態	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			25	高齢者紙おむつ支給事業	184,998	170,969	8.2%	維持	月1回紙おむつを無料で自宅等に配送。 病院等に入院中で病院指定のおむつしか利用できない場合は現金を支給。 支給者数:現物 延2万6,688人、現金 延1,170人 支給内容:現物 区が作成したカタログから選択(月単位で上限あり) 現金 月額上限7,500円
			26	出張三療サービス事業	10,318	10,782	△ 4.3%	維持	契約団体に所属する業者が無料(介護人は1割自己負担)で自宅に出張し、はり、きゅう、マッサージのサービスを提供。 利用回数:年6回 支給者数:本人963人、介護人132人
			27	食事サービス事業	66,054	81,970	△ 19.4%	見直し	食生活の向上及び安否確認のため、定期的に昼食または夕食を配達。 配食数:延21万2,076食 30年度は、事業者への委託単価を見直し。
			28	高齢者福祉電話事業	29,607	33,545	△ 11.7%	維持	電話の貸与や基本料金及び通話料金(1か月600円を限度)等を助成。 利用世帯数:987世帯
			29	非常ベル及び自動消火器設置事業	1,280	1,469	△ 12.9%	維持	自宅に無料で非常ベル(電子ブザー)・自動消火器を設置。 新規設置数:非常ベル(電子ブザー)7台、自動消火器7台
			30	補聴器支給事業	17,968	18,699	△ 3.9%	維持	対象者に対し、1人につき1台に限り無料で補聴器を支給。 支給者数:425人
			31	高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	994	1,266	△ 21.5%	維持	洗濯、掃除、外出支援等の生活援助を行うホームヘルパーの派遣及び要介護認定等の申請中に暫定で訪問介護を利用したが、非該当となったときの費用助成。 緊急援助:19人 外出支援:2人 費用助成:2人
			32	家族介護慰労金支給事業	500	300	66.7%	維持	介護者に慰労金を支給。 支給額:10万円 支給者数:5人
			33	高齢者日常生活用具給付事業	12,751	12,593	1.3%	維持	日常生活の利便を図るため、日常生活に必要な用具を給付。 給付品目:シルバーカー、入浴補助用具等4種目 給付件数:791件
			34	高齢者住宅設備改修給付事業	131,692	136,231	△ 3.3%	維持	日常生活の利便を図るため、その高齢者が居住する住宅の設備改修に要する費用の一部を助成。 助成種目:浴槽改修、トイレ改修等5種目 助成件数:390件
			35	高齢者家具転倒防止器具取付事業	2,794	2,802	△ 0.3%	維持	地震時における家具の転倒による事故を防止するため、1世帯3点まで家具転倒防止器具を取付け。 支給世帯数:283世帯
			36	法人立施設短期入所送迎助成事業	7,004	9,762	△ 28.3%	維持	自宅と施設間を寝台車等で送迎した短期入所事業所に対し、送迎費の一部を助成。 助成対象施設:14か所
			37	高齢者緊急通報システム設置事業	11,469	20,088	△ 42.9%	維持	急病等の緊急時にボタンを押すことで、消防庁(無料)または警備会社(有料)に通報できる機器を設置。 消防新規設置数:77台(更新含む) 民間利用世帯数:327世帯
			38	シルバーステイ事業	32,717	32,650	0.2%	維持	介護を必要とする高齢者をその家族等が一時的に介護することができない場合の地域密着型介護施設での一時介護。
			39	介護保険施設管理事業	120,390	226,964	△ 47.0%	維持	枝川高齢者在宅サービスセンターの管理運営及び民営化介護保険施設の管理。
			40	地域密着型介護施設管理運営事業	107,293	104,514	2.7%	維持	グループホーム新砂(認知症高齢者グループホーム)及び多機能ホーム新砂(小規模多機能型居宅介護事業所)の管理運営。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			◆	41 古石場高齢者在宅サービスセンター改修事業	0	86,032	皆減	廃止(事業終了)	
				42 精神・育成自立支援医療費給付事業	12,991	14,811	△ 12.3%	維持	医療を必要とする精神障害者及び手術を伴った入院や長期的な通院となる18歳未満の児童への医療費の給付。18歳未満の児童が肢体不自由に係る治療用補装具を着装した場合の費用を助成。
				(介護保険会計分)	21,142,975	18,999,394	3		
				43 居宅介護サービス給付費	17,560,680	15,622,370	12.4%	維持	居宅介護サービス(訪問介護、通所介護、福祉用具貸与等)及び地域密着型サービス費用額の保険者負担分。
				44 居宅介護福祉用具購入費	57,720	51,060	13.0%	維持	在宅介護に要する福祉用具(入浴補助用具、腰掛便座等)購入費の保険者負担分。 保険者負担限度額:1人あたり9万円または8万円(年度内支給限度基準額 1人あたり10万円)
				45 居宅介護住宅改修費	62,223	69,856	△ 10.9%	維持	在宅介護のための小規模な住宅設備改修に対する工事費用の保険者負担分。 保険者負担限度額:1人あたり18万円または16万円(支給限度基準額 1人あたり20万円)
				46 居宅介護サービス計画給付費	1,516,800	1,363,500	11.2%	維持	ケアプランの作成に係る給付。
				47 介護予防サービス給付費	516,084	409,479	26.0%	維持	介護予防サービス(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与等)及び地域密着型介護予防サービス費用額の保険者負担分。
				48 介護予防福祉用具購入費	20,184	17,280	16.8%	維持	在宅介護に要する介護予防福祉用具(入浴補助用具、腰掛便座等)購入費の保険者負担分。 保険者負担限度額:1人あたり9万円または8万円(年度内支給限度基準額 1人あたり10万円)
				49 介護予防住宅改修費	51,615	59,160	△ 12.8%	維持	在宅介護のための小規模な住宅設備改修に対する工事費用の保険者負担分。 保険者負担限度額:1人あたり18万円または16万円(支給限度基準額 1人あたり20万円)
				50 介護予防サービス計画給付費	95,400	122,400	△ 22.1%	維持	介護予防ケアプランの作成に係る給付。
				51 特定入所者介護予防サービス費	960	358	168.2%	維持	ショートステイ利用時における食費・滞在費について、所得に応じた一定額の負担限度額を設け、低所得者の負担を軽減。
				52 介護予防・日常生活支援総合事業	1,016,967	1,012,767	0.4%	レベルアップ	介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型及び通所型のサービスを提供。 30年度は、住民等が担い手となる通所型サービスBを介護予防・日常生活支援総合事業として実施。
				53 介護予防ケアマネジメント事業費	195,929	212,902	△ 8.0%	維持	介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用者に対しケアマネジメントを実施。
				54 介護予防把握事業	887	716	23.9%	維持	介護予防事業の対象者を把握し事業への参加を勧奨するため、簡易チェックリストを福祉会館、老人福祉センター(ふれあいセンター)等で配布するほか、介護予防の取組みの動機づけのため、各スポーツセンターにおいて体力測定会を実施。
				55 介護予防普及啓発事業	5,077	6,011	△ 15.5%	維持	介護予防を周知する印刷物の作成及び配布や介護予防に関する区民向けの講演会を開催するほか、区民まつりでの普及啓発活動等を実施。
				56 一般介護予防教室事業	4,758	11,154	△ 57.3%	維持	介護予防に有効と考えられる体操教室をスポーツセンター等で実施。
				57 介護予防グループ活動事業	3,339	3,304	1.1%	維持	高齢者が要介護状態になることを予防するため、転倒予防、認知症予防、閉じこもり予防を中心としたグループ活動事業を実施。 実施施設:福祉会館7館
				58 地域介護予防活動支援事業	4,821	2,567	87.8%	維持	住民主体による介護予防の取り組み促進のため、体操インストラクターの派遣や保健福祉講座を実施するとともに、住民主体による介護予防リーダーの養成講座を開催。
				59 地域リハビリテーション活動支援事業	2,088	0	皆増	新規	地域における介護予防の機能強化を図るため、住民運営の通いの場及び地域ケア会議にリハビリテーション職を派遣。
				60 高齢者家族介護教室事業	2,040	2,040	0.0%	維持	介護の知識や技術の習得、介護負担感の軽減を図るための教室を開催。 実施箇所数:高齢者在宅サービスセンター17か所 開催回数:各4回
				61 高齢者生活支援体制整備事業	13,138	21,085	△ 37.7%	維持	訪問型・通所型サービスなど、多様なサービスの充実に向けた高齢者の生活支援体制を構築。
				62 認知症高齢者支援事業	11,143	10,211	9.1%	レベルアップ	認知症高齢者本人や家族への支援と認知症ケアに関わる医療・介護連携を推進。 30年度は、認知症の早期対応に向けた支援体制を構築するため、医師、保健師(看護師)、介護職及び福祉職で構成される認知症初期集中支援チームを新設。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の ため の現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
		(介護保険会計分)	63	在宅医療・介護連携推進事業	402	454	△ 11.5%	維持	訪問診療をしている医療機関など地域の医療資源の情報をシステムで共有化し、ケアマネジャー等介護関係事業者と医療機関との連携を強化。
			64	住宅改修支援事業	720	720	0.0%	維持	契約する介護支援専門員がいない要介護・要支援認定者が住宅改修を行う際、それを支援する介護支援専門員が作成する住宅改修理由書について、介護支援事業者に対し作成費用を支給。 支給件数:360件 助成額:1件2,000円
			65	総合事業審査支払手数料	3,276	2,550	28.5%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する総合事業費の審査及び支払事務に係る手数料。
			2503入所・居住型施設の整備・充実 (一般会計分)		11,640,040 1,203,352	10,641,905 888,783	9.4% 35.4%		
			1	ミドルステイ事業	3,458	3,468	△ 0.3%	維持	在宅の心身障害者を介護している保護者または家族が疾病等のため家庭での介護が困難となった場合の施設での保護。 施設名称:第2大島恵の園 施設所在地:東京都大島町差木地1番地 利用期間:1か月以内(事情により3か月を限度に延長可)
			2	心身障害者入所措置事業	2,893	3,306	△ 12.5%	維持	介護者の状況及び虐待等で緊急性を要する場合に限り、自立支援給付が決定するまでの入所の措置。 措置者数:身体障害者延50人、知的障害者延130人、精神障害者延100人
			3	知的障害者入所更生施設(恩方育成園)整備事業	3,750	3,750	0.0%	維持	入所枠確保のため、知的障害者入所更生施設の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
			4	知的障害者入所更生施設(バサージュいなぎ)整備事業	1,500	1,500	0.0%	維持	入所枠確保のため、知的障害者入所更生施設の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
			5	知的障害者入所更生施設(愛幸)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	入所枠確保のため、知的障害者入所更生施設の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
			6	知的障害者入所更生施設(やすらぎの杜)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	入所枠確保のため、知的障害者入所更生施設の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
			7	知的障害者ショートステイ推進事業	949	949	0.0%	維持	在宅の知的障害者を介護している保護者または家族が疾病等の事由により介護が困難になった場合に知的障害者を一定期間保護するため、入所施設の短期入所枠を確保。
			8	障害者グループホーム援護事業	17,890	21,087	△ 15.2%	維持	グループホームで生活する知的障害者・身体障害者への家賃助成及び本区の知的障害者を受け入れている区外法外グループホームの運営者に対し、運営費を助成。 助成対象者数:延1,110人
			9	リバーハウス東砂管理運営事業	56,941	35,559	60.1%	維持	障害者総合支援法に基づく共同生活援助、短期入所を行う施設の管理運営及び家族等が一時的に介護することができないときに、食事の提供等の日常的な世話を行う緊急一時保護事業の実施。 医療的ケアが必要な緊急一時保護を利用する重度障害者に対する看護師の派遣。 定員数:共同生活援助7人 短期入所3人 緊急一時保護2人
			10	心身障害者生活寮運営費助成事業	16,130	16,130	0.0%	維持	生活寮の運営者に対し、運営費を助成。 助成対象施設数:2か所
			11	精神障害者グループホーム運営費助成事業	11,842	10,550	12.2%	維持	精神障害者グループホームの運営者に対し、運営費を助成。 助成対象施設数:6か所
		◆	12	特別養護老人ホーム等(らん花園)整備事業	19,400	19,400	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	13	特別養護老人ホーム等(コスモス)整備事業	17,800	17,800	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	14	特別養護老人ホーム等(三井陽光苑)整備事業	14,200	14,200	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	15	特別養護老人ホーム等(あじさい)整備事業	9,600	9,600	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	16	特別養護老人ホーム等(芳香苑)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	17	特別養護老人ホーム等(カメリア)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	特別養護老人ホーム等の整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	18	認知症高齢者グループホーム整備事業	220,650	0	皆増	維持	認知症高齢者グループホームの整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
		◆	19	都市型軽費老人ホーム整備事業	100,000	0	皆増	維持	都市型軽費老人ホームの整備事業者に対し、整備費の一部を助成。
			20	民営化介護保険施設運営支援事業	450,000	465,000	△ 3.2%	維持	民営化した区立特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、居宅介護支援事業所に対し、3か月の事業運転資金を貸付け。
		◆	21	特別養護老人ホーム等(深川愛の園)整備事業	0	10,800	皆減	廃止(事業終了)	

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の要否	実施の要否	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
					◆ 22 特別養護老人ホーム(すずららホーム)整備事業	0	1,700	皆減	廃止(事業終了)	
					23 養護老人ホーム入所措置事業	243,233	240,861	1.0%	維持	食事やその他日常生活上必要なサービスを提供する養護老人ホームへの入所等の措置。
					24 特別養護老人ホーム入所措置事業	1,416	1,416	0.0%	維持	老人福祉法第11条第1項第2号の規定による、特別養護老人ホームへの入所等の措置。
					25 特別養護老人ホーム入所調整事業	1,700	1,707	△ 0.4%	維持	食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護や療養上の世話が受けられる特別養護老人ホームへの入所調整。
					(介護保険会計分)	10,436,688	9,753,122	7.0%		
				介護	26 施設介護サービス給付費	9,504,288	8,962,278	6.0%	維持	施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)費用額の保険者負担分。
					27 特定入所者介護サービス費	932,400	790,844	17.9%	維持	介護保険施設等における食費・居住費について、所得に応じた一定額の負担限度額を設け、低所得者の負担を軽減。
					2504質の高い福祉サービスの提供	6,813,046	6,193,116	10.0%		
					(一般会計分)	5,157,734	4,741,532	8.8%		
				♥	1 福祉サービス第三者評価推進事業	72,078	58,815	22.6%	維持	東京都福祉サービス第三者評価システムによる、区直営施設の評価受審及び民間事業者に対する受審費用の補助により、評価受審を推進。 実施箇所数:120か所
					2 社会福祉法人認可・指導検査事業	1,064	788	35.0%	レベルアップ	社会福祉法人の認可及び指導検査等にかかる事務。 30年度は、地域協議会を新たに設置。
					3 認定調査等事業	31,131	31,152	△ 0.1%	維持	障害者総合支援法に基づき、障害支援区分の認定に要する所定項目の調査、サービス利用意向聴取及び概況調査等を行う相談支援。
					4 障害者計画進行管理事業	640	3,443	△ 81.4%	維持	江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理及び学識経験者、区民等で構成する推進協議会の運営。
					5 高齢者保健福祉計画進行管理事業	4,480	16,337	△ 72.6%	維持	高齢者保健福祉計画の進行管理及び学識経験者、区民等で構成する計画推進会議、地域密着型サービス運営委員会の開催。
					6 介護サービス利用者負担軽減事業	6,199	7,880	△ 21.3%	維持	低所得者で特に生計が困難な介護保険サービス利用者に対し、自己負担額を1/4(高齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者は個室滞在費の全額)軽減。 軽減確認証発行者数:84人
					7 介護保険会計繰出金	5,042,142	4,623,117	9.1%	レベルアップ	介護保険会計への繰出金。 介護保険事業に係る職員の給与費 介護保険事業の運営に係る事務費 介護給付及び予防給付に要する費用 地域支援事業に要する費用 低所得者の保険料の負担軽減に要する費用 30年度は、通所型サービスBを介護予防・日常生活支援総合事業として実施するほか、住民運営通いの場等にリハビリテーション職を派遣するなど、介護予防の取組みを充実。
					(介護保険会計分)	1,655,312	1,451,584	14.0%		
				(介護保険会計分)	8 介護保険運営事業	18,137	18,370	△ 1.3%	維持	介護保険制度の円滑な運営のための事務及び介護サービス利用相談窓口の運営。
					9 国民健康保険連合会負担金	259	275	△ 5.8%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金。
					10 賦課徴収事務	52,877	52,279	1.1%	維持	被保険者証発行等資格に係る事務及び保険料の賦課、徴収に係る事務。
					11 介護認定審査会運営事業	50,402	56,306	△ 10.5%	維持	介護認定審査会の運営及び要介護認定等申請者に対する認定結果通知等に係る事務。 要介護認定等申請件数:2万54件 介護認定審査会開催数:420回
					12 認定調査等事業	251,060	230,449	8.9%	維持	要介護認定等申請者に対する認定調査及び主治医意見書に係る事務。 要介護認定等申請件数:2万54件

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組のすめ	実施の現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
					13 被保険者啓発事業	6,996	6,694	4.5%	維持	介護保険制度趣旨普及のため各種パンフレット等の作成。 介護保険だより:12万4,000部 介護保険制度を利用するには:13万部 介護保険利用の手引き:1万部 介護保険「申請からサービスの利用まで」:1万2,000部 介護保険利用者ガイドブック:1万9,000部
					14 審査支払手数料	28,836	31,032	△ 7.1%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する介護給付費の審査及び支払事務に係る手数料。
					15 高額介護サービス費	827,560	737,412	12.2%	維持	1か月のサービス利用者負担額が一定額を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給。
					16 高額医療合算介護サービス費	183,150	89,600	104.4%	維持	医療保険及び介護保険両制度における自己負担額の合計が著しく高額となり、一定の上限額を超えた場合、高額医療合算介護サービス費として支給。
					17 財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	介護保険財政の安定化に資するため、介護保険法の規定に基づき東京都が設置する介護保険財政安定化基金に対する区拠出金。
					18 高額介護予防サービス費	1,800	600	200.0%	維持	1か月のサービス利用者負担額が一定額を超えた場合、超えた分を高額介護予防サービス費として支給。
					19 高額医療合算介護予防サービス費	2,500	750	233.3%	維持	医療保険及び介護予防・日常生活支援総合事業における自己負担額の合計が著しく高額となり、一定の上限額を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費として支給。
					20 介護費用適正化事業	15,129	14,806	2.2%	維持	適切な介護サービスの提供と介護給付費の請求の検証及び地域密着型サービス提供事業所について調査、指導検査。
					21 介護給付費準備基金積立金	1,605	1,010	58.9%	維持	計画期間における財政の均衡を保つための積立て。
					22 第一号被保険者保険料還付金	15,000	12,000	25.0%	維持	過誤により徴収した第一号被保険者保険料の還付金。
					23 返納金	200,000	200,000	0.0%	維持	国庫支出金等に係る前年度超過交付額の返納金。
					26地域で支える福祉の充実	1,216,649	1,759,986	△ 30.9%		
					2601 高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	1,066,014	1,646,025	△ 35.2%		
					1 シルバー人材センター管理運営費補助事業	61,981	59,835	3.6%	維持	民間企業、公共団体、一般家庭等から仕事を引き受け、会員とその仕事のコーディネートを行うシルバー人材センターの管理運営費の一部を助成。
					2 敬老の集い事業	10,772	10,556	2.0%	維持	長寿を祝うために敬老の集いを開催。
					3 敬老祝金支給事業	67,993	64,831	4.9%	維持	喜寿5千円、米寿1万5千円、長寿2万円(100歳は5万円)を各地区民生委員を通じて贈呈。 贈呈者数:喜寿5,017人、米寿2,038人、長寿419人(うち100歳は117人)
					4 ふれあい入浴事業	121,420	112,399	8.0%	維持	公衆浴場で提示することにより1回200円で入浴することができる「ふれあい入浴証」を交付。
					5 老人クラブ支援事業	50,104	48,738	2.8%	維持	老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費助成や友愛実践活動への助成及び各種老人クラブ会員向けの事業を実施。 運営費助成クラブ数:129クラブ 友愛実践活動:助成クラブ数 65クラブ 助成限度額 1万2,000円 芸能大会 :年1回 作品展示会:年1回 歩行会 :年1回
					6 高齢者代表訪問事業	465	311	49.5%	維持	長寿を祝って、区長が高齢者代表者宅を訪問。
					7 高齢者総合福祉センター管理運営事業	64,074	110,447	△ 42.0%	維持	施設の維持管理。 施設概要:1F 東陽福祉会館 2F 社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティアセンター、権利擁護センター 3F 東陽高齢者在宅サービスセンター、東陽長寿サポートセンター 4～6F シルバーピアこうとう
					8 老人福祉センター管理運営事業	183,624	158,764	15.7%	維持	施設の管理及び健康事業、教養事業、老人クラブ等のサークル活動の援助等の事業運営。 施設数:4施設

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の 実現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			9	福祉会館管理運営事業	140,303	114,442	22.6%	レベルアップ	施設の管理及び和室、洋室、軽体育室、浴室等の運営や生きがいつくり、健康づくり等の事業運営。 区立福祉会館:5施設 公設民営福祉会館:2施設 30年度は、亀戸福祉会館において、指定管理者制度を導入し、開館日数の増及び開館時間の延長等を実施。
			10	児童・高齢者総合施設管理運営事業	351,178	347,975	0.9%	維持	児童・高齢者総合施設(グランチャ東雲)の管理運営及び高齢者の健康維持等に資する講習会やこどもの交流機会を提供するイベント等の開催。
			11	福祉部作業所管理事業	100	100	0.0%	維持	大島作業所の維持管理に係る修繕。
			12	地域交流サロン運営費助成事業	14,000	14,000	0.0%	維持	高齢者や子育て世帯等の多様な地域住民が交流できる地域交流サロンを運営する社会福祉法人に対して、運営費の一部を助成。
		◆	13	深川老人福祉センター改修事業	0	603,627	皆減	廃止(事業終了)	
		2602		福祉人材の育成	98,007	62,921	55.8%		
			1	ボランティアセンター運営費助成事業	37,981	35,459	7.1%	維持	ボランティアセンター運営費の助成。
			2	手話通訳者・協力員養成事業	5,480	3,975	37.9%	レベルアップ	手話通訳者、手話協力員を養成するため、手話講習会を開催。 受講者数:180人 30年度は、手話通訳の基本技術を身につける「手話通訳Ⅰ」及び実践技術を身につける「手話通訳Ⅱ」にて昼コースを新設。
			3	障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業	7,720	8,523	△ 9.4%	維持	障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成及び確保。 対象事業所数:2か所
			4	介護従事者確保支援事業	45,461	13,506	236.6%	維持	介護従事者確保のため、福祉のしごと相談・面接会を年内2回開催。また、区内介護事業所等職員向けの研修及び介護業界未経験者向けの就労促進研修を実施。区内介護サービス事業所へ就労した方に3万円を助成するとともに、介護職員初任者研修に要する費用の一部を助成。
			5	シニア世代地域活動あと押し事業	1,365	1,458	△ 6.4%	維持	生きがいつくりに対する意識の高揚を図るとともに、健康で生きがいを持った生活を送るため、シニア世代に対する社会参加や社会貢献活動に参加するための支援。
		2603		地域ネットワークの整備	52,628	51,040	3.1%		
			1	ヘルプカード発行事業	12	17	△ 29.4%	維持	災害時や緊急時に備え、緊急連絡先や必要な支援内容等が記載された「ヘルプカード」の配布。
			2	声かけ訪問事業	10,670	10,215	4.5%	維持	安否の確認のため、乳酸菌飲料の自宅への配達とあわせて訪問。 訪問回数:週3回 利用者数:560人
			3	電話訪問事業	5,625	5,657	△ 0.6%	維持	安否の確認及び孤独感の緩和を図るため、電話訪問員が電話で訪問。 訪問回数:週1回 利用者数:155人
		♥	4	高齢者地域見守り支援事業	36,311	35,137	3.3%	維持	一人暮らし高齢者等の社会的孤立や孤独死を防ぐため、地域主体による高齢者の見守り体制の構築を支援。
			5	高齢者あんしん情報キット配布事業	10	14	△ 28.6%	維持	かかりつけ医、服薬内容及び緊急連絡先等の情報を入れ、冷蔵庫に保管することのできる「高齢者あんしん情報キット」を配布。
		27		自立と社会参加の促進	98,327,535	110,617,890	△ 11.1%		
		2701		権利擁護の推進	50,821	44,888	13.2%		
		♥	1	権利擁護推進事業	34,166	27,898	22.5%	維持	判断能力の不十分な方の福祉サービス利用支援、日常生活自立支援、成年後見制度に関する相談、成年後見申立て支援、成年後見人の育成・サポート等を行う成年後見制度推進機関である権利擁護センター「あんしん江東」及び福祉サービス向上委員会の運営。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の 組 み 方	施策の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			♥	2	成年後見制度利用支援事業	6,888	6,451	6.8%	維持	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するため、家庭裁判所への申立て費用、後見人等に支払う報酬を助成。 助成件数:審判申立て5件、成年後見人報酬19件
			♥	3	心身障害者区長申立支援事業	733	733	0.0%	維持	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するため、申立てを行う親族等がない際に行う区長申立てに係る費用の一時立替。
				4	障害者虐待防止事業	389	400	△ 2.8%	維持	虐待を受けている障害者の保護及び障害者の養護者への支援並びに虐待防止のための啓発。
			♥	5	高齢者区長申立支援事業	1,369	1,161	17.9%	維持	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するため、申立てを行う親族等がない際に行う区長申立てに係る費用の一時立替。
				6	高齢者虐待防止事業	6,938	7,907	△ 12.3%	維持	虐待を受けている高齢者の迅速で適切な保護を行うための緊急保護用ベッドの確保及び高齢者の虐待防止のための啓発。 確保床数:1床 契約機関数:7か所
			♥	7	精神障害者区長申立支援事業	338	338	0.0%	維持	利用者本人の財産や権利を守る後見人等を選任し、本人に代わって保護する成年後見制度の利用を支援するため、申立てを行う親族等がない際に行う区長申立てに係る費用の一時立替。
				2702	障害者の社会参加の推進	4,730,821	4,964,346	△ 4.7%		
				1	勤労障害者表彰事業	134	134	0.0%	維持	長期にわたり企業で就労に励む身体障害者、知的障害者及び精神障害者の勤労者を表彰。
				2	身体・知的障害者相談事業	931	965	△ 3.5%	維持	障害者の生活等に関する相談。 相談員数:身体障害者16人、知的障害者7人
				3	高次脳機能障害者支援促進事業	5,417	5,336	1.5%	維持	高次脳機能障害に係る相談及び関係機関との地域ネットワークの構築。
				4	点訳サービス事業	1,003	1,143	△ 12.2%	維持	日常生活で必要とする情報や行政からの通知等の点訳や墨訳サービス。 実施場所:障害者福祉センター 実施日時:第2・4土曜日 午後1時～午後5時
				5	障害者就労支援庁内実習事業	216	218	△ 0.9%	維持	就労前訓練の一環として区役所において就業を体験。
				6	心身障害者福祉手当支給事業	1,648,478	1,608,785	2.5%	維持	身体障害者手帳の所持者等への手当を支給。 心身障害者福祉手当:重度・難病1万5,500円 中軽度7,750円、福祉手当:1万4,580円、 特別障害者手当:2万6,810円、障害児福祉手当:1万4,580円(それぞれ月額) 受給者数:重度 延5万3,668人・難病 延2万6,854人、中程度 延2万4,030人 福祉手当 延120人、特別障害者手当 延6,480人、障害児福祉手当 延2,424人
				7	人工肛門用装具等購入費助成事業	2,025	2,360	△ 14.2%	維持	造設口の衛生処理に要する装具購入費の一部を助成。 助成対象者:人工肛門37人、人工膀胱16人
				8	障害者就労・生活支援センター運営事業	12,136	11,916	1.8%	維持	地域における障害者の自立生活を支援するため、就労支援や在宅福祉サービスの利用支援及び生活支援等を行う就労・生活支援センターの運営。
				9	障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営費助成事業	255,199	245,235	4.1%	維持	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を区内で運営する社会福祉法人等に対し、運営費を助成。 また、重度重複障害児等を受け入れている障害児通所支援施設に対しては、併せて重度加算を実施。 助成対象施設数(分室含):37か所
				10	障害者日中活動系サービス推進事業	280,451	260,382	7.7%	維持	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施するための運営費を助成。 助成対象施設:32か所 また、東京都重症心身障害児(者)通所事業実施要綱に基づく重症心身障害児通所事業を実施するための運営費を助成。 助成対象施設:5か所
				11	障害者常設販売コーナー庁内出店事業	973	1,062	△ 8.4%	維持	区内障害者通所施設の自主生産品販売コーナー「るーくる」の運営。 出店場所:区役所2階フロア、総合区民センター2階ロビー
				12	障害者福祉大会事業	2,632	2,632	0.0%	維持	レクリエーションと地域住民との交流の場として障害者福祉大会を開催。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取組の 実施の 実態	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			13	リフト付福祉タクシー運行事業	30,000	28,547	5.1%	維持	車いすごと乗降できるリフト付福祉タクシーを運行。 利用料金：実車料金（普通車タクシー運賃額と同額） 利用者数：障害者4,925人、高齢者4,700人
			14	福祉タクシー利用支援事業	275,067	273,529	0.6%	維持	外出の機会と生活圏の拡大を図るため、タクシーに乗車できる利用券を支給。 支給者数6,660人（自動車燃料費助成事業利用者は対象外） 助成限度額：月額3,650円相当分
			15	自動車燃料費助成事業	21,944	22,295	△ 1.6%	維持	外出の機会と生活圏の拡大を図るため、障害者の日常生活に供される自動車に必要な燃料費の一部を助成。 助成対象者数：501人（福祉タクシー利用支援事業利用者は対象外） 助成限度額：月額3,650円
			16	中等度難聴児補聴器給付事業	1,370	1,370	0.0%	維持	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器購入に要する費用を給付。 給付件数：5件
			17	障害者（児）施設安全対策整備費補助事業	9,600	57,000	△ 83.2%	維持	区内の障害者（児）施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置の設置等の安全対策に要する費用を補助。
			18	パラリンピック促進事業	6,500	0	皆増	新規	東京2020パラリンピック競技大会の気運醸成のため、障害者（児）施設に、障害者スポーツの体験等に関する経費やパラリンピックを題材としたアート活動に関する経費を助成。
			19	臨海部障害児通所支援施設整備事業	5,000	0	皆増	新規	臨海部に放課後等デイサービスを行う事業所を開設する事業者に対し、整備費助成を実施。
			20	補装具給付事業	92,462	90,733	1.9%	維持	職業、日常生活の能率の向上を図るため、障害者の損なわれた身体機能を代償または補完するための用具を給付。 給付品目：車いす、装具等16種目 給付件数：成人778件 児童220件
			21	移動支援給付事業	457,194	246,930	85.2%	レベルアップ	社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加に要する外出の際の移動支援に要する費用を給付。 30年度は、身体障害の対象者を肢体不自由1級のみから2級までに拡大するとともに、障害者の基準時間を16時間から32時間に拡充。
			22	更生訓練費給付事業	666	1,206	△ 44.8%	維持	施設内で行われる授産等の訓練において要する特定の諸雑費及び通所費を給付。
			23	手話通訳者派遣事業	14,727	14,763	△ 0.2%	維持	家庭生活・社会生活における意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣。 派遣件数：2,450件
			24	要約筆記者派遣事業	1,153	1,153	0.0%	維持	聴覚障害者が健聴者との意思疎通を円滑にするため、要約筆記者を派遣。 派遣件数：130件
			25	自動車改造費助成事業	1,339	1,339	0.0%	維持	就労等に伴い自動車を取得する際に、その自動車のアクセル、ブレーキ等の改造が必要な場合の自動車改造費を助成。 助成件数：10件 助成限度額：13万3,900円
			26	自動車運転教習費助成事業	660	660	0.0%	維持	日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、運転教習費の一部を助成。 助成件数：4件
			27	地域活動支援センター事業	91,902	82,240	11.7%	レベルアップ	地域活動支援センターにおいて行われる創作活動・レクリエーション等の活動、生産活動の機会の提供等に要する経費の給付及び施設の運営に係る支援。 30年度は、地域での単身生活を希望する障害者が自立した生活ができるよう、入居支援員を配置し、民間賃貸住宅等への入居支援及び定着支援を実施。
			28	障害者福祉センター管理運営事業	289,997	287,928	0.7%	レベルアップ	施設の管理、通所事業、地域活動支援センター事業を行う福祉センターの運営。 通所定員：生活介護54人、就労継続支援26人 30年度は、東京2020パラリンピック競技大会の気運醸成のため、障害者スポーツの体験やパラリンピックを題材としたアート活動等を実施。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の要否	実施の要否	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
				29	障害児(者)通所支援施設管理運営事業	1,170,561	1,137,001	3.0%	レベルアップ	施設の管理並びに障害者総合支援法に基づく生活介護、就労継続支援及び児童福祉法に基づく児童発達支援を行う施設の運営。施設及び定員数:塩浜福祉園(40人)、東砂福祉園(30人)、亀戸福祉園(60人)、あすなろ作業所(60人)、第二あすなろ作業所(65人)、こども発達センター(44人)、こども発達扇橋センター(41人) 30年度は、東京2020パラリンピック競技大会の気運醸成のため、障害者スポーツの体験や、パラリンピックを題材としたアート活動等を実施。
		◆	30		ワークセンターつばさ改修事業	51,084	0	皆増	新規	老朽化に伴う建物及び付帯設備の改修。
		◆	31		東砂福祉プラザ改修事業	0	577,184	皆減	廃止(事業終了)	
			32		育成医療補装具給付事業※2	0	300	皆減	廃止(事務事業統合)	
			2703		健康で文化的な生活の保障	93,545,893	105,608,656	△ 11.4%		
					(一般会計分)	30,635,536	34,294,313	△ 10.7%		
			1		基礎年金事業	4,026	4,313	△ 6.7%	維持	国民年金事務における第一号被保険者及び国民年金受給者等に対する事務。 第一号被保険者:5万8,286人 国民年金受給者:10万4,889人
			2		在日無年金定住外国人等特別給付金支給事業	1,630	1,630	0.0%	維持	これまでの国民年金制度の経緯から、障害基礎年金及び老齢基礎年金等を受けることができない定住外国人等に対し、給付金を支給。
			3		国民健康保険基盤安定繰出金	1,305,916	1,301,644	0.3%	維持	保険料軽減額を補てんするための国民健康保険会計への繰出金。
			4		保険者支援分国民健康保険基盤安定繰出金	728,521	745,972	△ 2.3%	維持	保険者の財政安定化を図るための、一般被保険者の低所得者数に応じた、国民健康保険会計への繰出金。
			5		旧軍人及び戦没者遺族等援護事業	353	388	△ 9.0%	維持	旧軍人及び戦没者遺族等に対する特別弔慰金・特別給付金等の申請受付並びに支援。
			6		行旅死・病人取扱事業	15,817	15,803	0.1%	維持	行旅病人及び行旅死亡人取扱法並びに墓地・埋葬等に関する法律に基づく、行旅死亡人、出土人骨の処理及び行旅病人への対応。 行旅死亡人:10件 引き取り者のない死亡人:60件 出土人骨:3件
			7		婦人相談事業	17,943	16,107	11.4%	維持	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいた、婦人相談員の設置及び活動。
			8		中国残留邦人生活支援事業	490,959	507,970	△ 3.3%	維持	中国残留邦人等に対する生活費、住宅費、医療費、介護費等の給付及び地域生活支援事業を行う中国残留邦人地域交流センターの運営。
			9		受験生チャレンジ支援貸付相談事業	8,568	8,536	0.4%	維持	東京都社会福祉協議会が実施する受験生チャレンジ支援貸付にかかる相談及び申請受付等の実施。
			10		生活困窮者自立相談等支援事業	56,502	55,566	1.7%	維持	生活保護に至る前の段階における支援として、総合相談窓口で自立支援を行うほか、住居確保給付金を給付。
			11		まなびサポート事業	21,153	15,169	39.4%	レベルアップ	生活保護受給者及び生活困窮者世帯のこどもに対する学習支援等を実施。 30年度は、まなび支援員の相談日数を拡充するとともに、まなび塾の対象を高校1年生まで拡大。
			12		臨時福祉給付金事業	0	1,515,563	皆減	廃止(事業終了)	
			13		後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	819,252	758,992	7.9%	維持	保険料軽減額を補てんするための後期高齢者医療会計への繰出金。
			14		入院助産事業	18,509	19,604	△ 5.6%	維持	妊婦の分娩費等を助成。 対象件数:39件
			15		家庭・ひとり親相談事業	22,647	26,866	△ 15.7%	維持	日常生活における家庭相談、母子・父子相談、母子及び父子福祉資金の貸付け。
			16		生活保護事務	97,123	95,440	1.8%	維持	生活保護事業の運営に係る事務。
			17		入浴券支給事業	31,050	34,007	△ 8.7%	維持	公衆浴場で利用できる共通入浴券を年1回支給。 支給対象者:大人1,200人

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施の ため の現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
				18 就労促進事業	35,159	34,369	2.3%	維持	就労支援員を活用した就労支援を実施するほか、就労が著しく困難な受給者等に対して、就労に必要な知識及び能力向上を図るための訓練を実施。 相談内容：求人情報の管理・提供、採用面接指導、求人活動支援
				19 生活自立支援事業	17,509	16,242	7.8%	維持	精神疾患の専門家による、精神疾患等に起因する地域生活上の課題に関する相談、通院・入院等へ繋げるための支援及び利用可能なサービスに関する情報の提供。
				20 生活保護事業	20,410,745	20,482,608	△ 0.4%	維持	被保護者に対する生活扶助外7つの扶助。 都の法外事業として被保護者自立促進事業を実施。
				21 国民健康保険会計繰出金	2,280,115	4,519,650	△ 49.6%	レベルアップ	国民健康保険会計への繰出金。 国民健康保険事業に係る職員の給与費 国民健康保険事業の運営に係る事務費 国民健康保険事業費納付金に要する費用 30年度は、医療費通知の送付対象者を、医療機関にかかった被保険者全員に拡充。
				22 後期高齢者医療会計繰出金	4,252,039	4,117,874	3.3%	維持	後期高齢者医療会計への繰出金。 療養給付費に係る区負担分 保険料軽減措置に係る区負担分 高齢者健康診査事業に要する費用 後期高齢者医療制度運営事業に係る職員の給与費、事務費及び葬祭費に要する費用
				(国民健康保険会計分)	53,403,887	62,336,179	△ 14.3%		
				23 国民健康保険運営事業	221,003	276,884	△ 20.2%	維持	国民健康保険事業の運営に係る事務。
				24 国民健康保険運営協議会運営事業	582	591	△ 1.5%	維持	国民健康保険運営協議会の運営。 被保険者代表 8人 療養取扱機関代表 8人 公益代表 8人 被用者保険等保険者代表 2人 計26人
				25 被保険者啓発事業	22,591	22,498	0.4%	維持	国民健康保険事業のPR。
				26 国民健康保険団体連合会負担金	4,355	4,631	△ 6.0%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する負担金。
				27 徴収事業	38,820	37,924	2.4%	維持	国民健康保険事業の訪問徴収等に要する経費。 徴収嘱託員：9人
				28 一般被保険者療養給付費	29,562,840	31,238,460	△ 5.4%	維持	一般被保険者に係る療養給付費等。 給付率：7割・8割 年間平均被保険者数：10万5,000人 一件あたり給付額：1万5,894円 年間受診率：1,771.429% 年間件数：186万件
				29 退職被保険者等療養給付費	486,813	722,970	△ 32.7%	維持	退職被保険者等に係る療養給付費等。 給付率：7割・8割 年間平均被保険者数：900人 一件あたり給付額：1万7,386円 年間受診率：3,111.111% 年間件数：2万8,000件
				30 一般被保険者療養費	668,300	707,645	△ 5.6%	維持	一般被保険者が自費で療養を受けた場合の事後における保険者負担分の精算。 一件あたり給付額：9,413円 年間受診率：67.619% 年間件数：7万1,000件

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
			(国民健康保険会計分)	31 退職被保険者等療養費	12,844	17,543	△ 26.8%	維持	退職被保険者等が自費で療養を受けた場合の事後における保険者負担分の精算。 一件あたり給付額:9,174円 年間受診率:155.556% 年間件数:1,400件
				32 審査支払手数料	106,038	112,305	△ 5.6%	維持	東京都国民健康保険団体連合会に対する診療報酬等の審査支払事務及び共同電算処理委託。 委託件数:療養給付費 194万件 療養費 7万1,000件
				33 一般被保険者高額療養費	4,707,070	4,485,856	4.9%	維持	一般被保険者高額療養費。 一件あたり給付額:5万8,112円 年間受診率:77.143% 年間件数:8万1,000件
				34 退職被保険者等高額療養費	95,768	134,791	△ 29.0%	維持	退職被保険者等高額療養費。 一件あたり給付額:9万5,768円 年間受診率:111.111% 年間件数:1,000件
				35 一般被保険者高額介護合算療養費	8,000	8,000	0.0%	維持	一般被保険者の医療保険と介護保険両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給。
				36 退職被保険者等高額介護合算療養費	534	536	△ 0.4%	維持	退職被保険者等の医療保険と介護保険両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給。
				37 一般被保険者移送費	1,026	1,026	0.0%	維持	一般被保険者の医療機関への移送。
				38 退職被保険者等移送費	513	513	0.0%	維持	退職被保険者等の医療機関への移送。
				39 出産育児一時金	264,600	264,600	0.0%	維持	被保険者に対する出産育児一時金。 一件あたり給付額:42万円 年間給付件数:630件
				40 支払手数料	133	133	0.0%	維持	出産育児一時金の直接支払制度に係る支払手数料。 一件あたり手数料:210円 年間件数:630件
				41 葬祭費	56,000	56,000	0.0%	維持	被保険者の死亡に対する葬祭費の支給。 一件あたり給付額:7万円 年間給付件数:800件
				42 結核・精神医療給付金	42,415	41,224	2.9%	維持	被保険者の結核・精神医療に係る給付金。
				43 一般被保険者医療給付費分納付金	11,190,447	0	皆増	新規	東京都から交付される保険給付費等交付金に要する納付金のうち、一般被保険者医療給付費相当分。
				44 退職被保険者等医療給付費分納付金	85,529	0	皆増	新規	東京都から交付される保険給付費等交付金に要する納付金のうち、退職被保険者等医療給付費相当分。
				45 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	3,222,588	0	皆増	新規	一般被保険者に係る後期高齢者の医療費に充てるための支援金等分納付金。
				46 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	24,700	0	皆増	新規	退職被保険者等に係る後期高齢者の医療費に充てるための支援金等分納付金。
				47 介護納付金分納付金	1,345,778	0	皆増	新規	介護保険事業に要する費用に充てるための納付金。
				48 財政安定化基金拠出金	1	0	皆増	新規	国民健康保険事業財政の安定化のため、東京都が設置する財政安定化基金から交付金の交付を受けた場合の、区の補填分に要する拠出金。
				49 退職者医療共同事業拠出金	18	18	0.0%	維持	年金受給者一覧表作成等の退職者医療共同事業に要する事務費拠出金。
				50 高額医療費共同事業拠出金	0	1,811,407	皆減	廃止	
				51 保険財政共同安定化事業拠出金	0	13,152,861	皆減	廃止	
				52 高額医療費共同事業事務費拠出金	0	686	皆減	廃止	
				53 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	0	643	皆減	廃止	
				54 健診・保健指導事業	446,932	458,718	△ 2.6%	維持	生活習慣病対策に着目した特定健康診査及び特定保健指導。
				55 保養施設開設事業	3,818	3,953	△ 3.4%	維持	被保険者の健康管理・増進の一環として夏季施設(海の家)の開設、山の家の利用助成。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
		(国民健康保険会計分)	56	医療費通知事業	40,017	23,751	68.5%	レベルアップ	被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、さらに医療費の適正化を推進し、国保事業の健全な運営の一助とするため、医療費の額及びジェネリック(後発)医薬品利用勧奨を通知。 30年度は、医療費通知の送付対象者を、医療機関にかかった被保険者全員に拡充。
			57	訪問保健指導事業	10,625	5,703	86.3%	維持	レセプトデータをもとに抽出した重複・頻回受診者及び重複服薬者に対する保健師・看護師による訪問指導。また、糖尿病の患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対する医療機関と連携した保健指導。 対象者:300人
			58	財政安定化基金償還金	1	0	皆増	新規	国民健康保険事業財政の安定化のため、東京都が設置する財政安定化基金から貸付を受けた場合の償還金。
			59	一般被保険者保険料還付金	109,256	71,087	53.7%	維持	過誤により徴収した一般被保険者国民健康保険料の還付金。
			60	退職被保険者等保険料還付金	1,000	1,200	△ 16.7%	維持	過誤により徴収した退職被保険者等国民健康保険料の還付金。
			61	保険給付費等交付金償還金	1	0	皆増	新規	保険給付費等交付金の償還金。
			62	その他償還金	622,931	0	皆増	新規	療養給付費等負担金等の前年度超過交付額の償還金。
			63	返納金及び還付金	0	3,000	皆減	廃止	
			64	後期高齢者支援金※3	0	6,207,966	皆減	廃止(事務事業統合)	
			65	後期高齢者関係事務費拠出金※4	0	445	皆減	廃止(事務事業統合)	
			66	前期高齢者納付金※5	0	28,393	皆減	廃止(事務事業統合)	
			67	前期高齢者関係事務費拠出金※6	0	430	皆減	廃止(事務事業統合)	
			68	老人保健事務費拠出金	0	177	皆減	廃止(事業終了)	
			69	介護給付費納付金※7	0	2,431,611	皆減	廃止(事務事業統合)	
			(後期高齢者医療会計分)		9,506,470	8,978,164	5.9%		
		(後期高齢者医療会計分)	70	後期高齢者医療制度運営事業	40,975	23,197	76.6%	維持	後期高齢者医療制度の運営に係る事務。
			71	徴収事業	29,360	28,971	1.3%	維持	保険料に係る納入通知書の発送やコンビニエンスストア収納管理及び未納者に対する滞納整理に係る事務。
			72	葬祭費	196,700	190,400	3.3%	維持	被保険者の死亡に対する葬祭費の支給。 一件あたり給付費:7万円 年間給付件数:2,810件
			73	療養給付費負担金	3,469,725	3,349,160	3.6%	維持	療養給付等に要する経費の区負担金。
			74	保険料等負担金	4,216,938	3,911,422	7.8%	維持	保険料の徴収金等を広域連合に對し納付。
			75	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	819,252	758,992	7.9%	維持	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等へ行う保険料均等割額の軽減賦課減額分の負担金。 負担割合:東京都3/4、区1/4
			76	審査支払手数料負担金	109,265	106,831	2.3%	維持	広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 診療報酬等の審査及び支払に要する経費。
			77	財政安定化基金拠出金負担金	1	1	0.0%	維持	広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 広域連合の財政の安定化に資するため、東京都が設置する財政安定化基金への積立に要する経費。
			78	保険料未収金補てん分負担金	6,393	14,071	△ 54.6%	維持	広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 現年分保険料賦課額と保険料収納額(現年分及び滞納繰越分の合計)との差額の補てんに要する経費。
			79	保険料所得割減額分負担金	6,957	6,467	7.6%	維持	広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 後期高齢者医療に関する条例に基づき、低所得者へ行う保険料所得割額の軽減賦課減額分に要する経費。
			80	葬祭費負担金	142,500	138,000	3.3%	維持	広域連合が保険料の軽減を図るために実施する特別対策経費の区負担金。 被保険者が死亡した際の葬祭費の支給に要する経費。
			81	後期高齢者医療広域連合事務費分担金	156,990	151,156	3.9%	維持	広域連合の運営に係る事務費に要する経費の区負担金。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	実施する ため の 現 状	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
		(後期)	82	高齢者健康診査事業	298,886	287,697	3.9%	維持	被保険者の健康の保持増進のための健康診査。
			83	保養施設助成事業	152	151	0.7%	維持	被保険者の健康の保持増進のための保養施設利用助成。
			84	保険料還付金	8,500	8,500	0.0%	維持	過誤により徴収した保険料の還付金。
			85	還付加算金	876	148	491.9%	維持	過誤により徴収した保険料の還付加算金。

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	施策の 取組 実施 の 実 現	事務事業名称	30年度 予算額 (千円)	29年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	事業概要
-------	------	----	--------------------------------	--------	---------------------	---------------------	-----------	------	------

長期計画 30年度主要ハード・ソフト事業予算額

(単位:千円)

	ハード事業 ◆ 〔施設事業〕	ソフト事業 ♥ 〔非施設事業〕	合計
01水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	740,214	1,686,174	2,426,388
02未来を担うこどもを育むまち	11,467,182	2,244,863	13,712,045
03区民の力で築く元気に輝くまち	1,594,009	45,384	1,639,393
04ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	506,754	151,883	658,637
05住みよさを実感できる世界に誇れるまち	3,645,854	1,292,842	4,938,696
06計画の実現に向けて	0	25,979	25,979
合計	17,954,013	5,447,125	23,401,138

※2 平成30年度より、精神・育成自立支援医療費給付事業に統合

※3 平成30年度より、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金に統合

※4 平成30年度より、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金、退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金に統合

※5 平成30年度より、一般被保険者医療給付費分納付金に統合

※6 平成30年度より、一般被保険者医療給付費分納付金に統合

※7 平成30年度より、介護納付金分納付金に統合